日 時 令和3年3月16日(火曜日)

開 議 3月16日 午前9時00分

付託議案

(教育部)

第22号議案 令和3年度宍粟市一般会計予算

(総合病院)

第23号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算

(会計課)

第22号議案 令和3年度宍粟市一般会計予算

(議会事務局)

第22号議案 令和3年度宍粟市一般会計予算

出席委員(7名)

今 井 和 夫 津 田 晃 伸 委 員 長 副委員長 委 員 榧 橋 美恵子 委 員 神吉 正 男 IJ 山 下 由 美 IJ 飯田 吉則

ル 浅 田 雅 昭

出席説明員

(教育部)

教 育 部 長 大 谷 奈雅子 教育部次長山 本 信 介 次長兼こども未来課長 こども未来課副課長 尾 善弘 福 元 佳 代 次長兼施設整備課長 林 文 隆 社会教育文化財課長 惠 子 西 水 社会教育文化財課係長 之 教育総務課長 宮 辻 貴 進 藤 美 穂 教育総務課副課長 雅章 次長兼学校教育課長 信 太田 世 良 重 学校教育課副課長 中田 吏 学校教育課副課長 谷 尻 博 誉

山崎給食センター所長 池 本 雅 彦 山崎給食センター副所長 岡 明彦 田 (総合病院) 事 務 部 長 総合病院次長大 浩 隅 尚 繁 宏 前 和 総合病院次長 次長兼総務課長 則 船 曵 浩 尉 大 砂 正 総務課副課長 居 長 則 総務課財政係長 下 也 鳥 医 事 課 長 久 功 医事課付係長 規 秋 宮 崎 義 (会計課) 中 豊 長 原 弓 会計管理者太 和 会 計 課 真 (議会事務局) 議会事務局長小谷 愼 課 長 清 水 航 一 課 長 大 谷 哲 也

事 中 瀨 裕

文

事務局

係 長小椋沙織 主

事務職員中田 歩

0.00

(午前 9時00分 開議)

○今井委員長 おはようございます。

予算委員会4日目、最終日となります。委員の皆様、最終日どうぞよろしくお願いいたします。職員の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速教育部の審査に入らせていただきます。

まず簡略に概要の説明をお願いいたします。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していますので、必要な部分についてのみ説明をお願いいたします。それではお願いします。

大谷部長。

○大谷教育部長 改めましておはようございます。

本日教育部の審査、よろしくお願いいたします。

それでは令和3年度、教育部に係る主な事業または新たな事業について説明をさせていただきます。

就学前教育・保育におきましては「しそうこども指針」に基づき、義務教育におきましては「しそう子ども生き活きプラン」、社会教育においては、宍粟市社会教育振興計画に基づき、それぞれ基本理念を定め、その取組を進めています。

そして施政方針の一つである、子どもが健やかに育つまちづくり、その推進を図るため、よりよい教育環境の整備のための予算を計上させていただいております。

まず、子育て支援就学前教育・保育では、全ての子どもと家庭への支援を基本目標とした宍粟市幼保一元化計画の推進を図るため、令和5年4月の開園を目指し、山崎地区における認定こども園の整備に着手いたします。

次に、学校教育では、宍栗市小中一貫教育の推進及び推進方針に基づき、一宮北小中学校において、愛称を一宮北学園とし、市内で初の併設型小中一貫校をスタートさせます。9年を通じたカリキュラムを編成することで、系統的な教育を目指します。また、国のGIGAスクール構想の下、ICT教育を推進するため、令和2年度において一人一台タブレット端末の配備、そして高速大容量ネットワーク環境の整備を受け、令和3年度においてはICT支援員を配置し、授業の支援と研修の充実を図ります。

また、学校規模適正化については、伊水・都多小学校区において、令和4年4月 の新校開校に向け、協議会を設置し準備を進めます。

学校給食におきましては、教職員の教育時間の確保、学校給食費の管理の透明性 の確保、保護者の利便性の向上等を目的に、令和4年4月の公会計化を目指し、学 校給食費管理システム導入を図ります。

社会教育におきましては、第2期宍粟市社会教育振興計画を策定し、情報化社会 の進展やグローバル化の一方で、人口減少、少子化などの社会的課題に対応する社 会教育の総合的な施策を展開する指針を定めます。

以上、急速に進展する少子化に対応し教育の質の向上を目指し、教育委員会では 事業を推進してまいります。

簡単ですが、教育部に係る主な取組について説明いたしました。本日よろしくお 願いいたします。

○今井委員長 説明が終わりました。それでは通告に従い順次委員のほうから質疑を お願いいたします。

飯田委員。

○飯田委員 おはようございます。それでは質疑をさせていただきます。

まずは、施政方針の主要施策80ページにあります学校規模適正化推進事業についてお伺いいたします。

この伊水・都多両小学校の規模適正化につきましては、長い間の中断期間を挟んで、地域で合意に至ったということで、これについては大変喜ばしいことであるというふうに思うんですけれども、この中断期間の中で当初、地域の方も予想しなかったような児童数の激減ということで、かなり地域としてもこれはどうしたことだというふうなお考えになったというふうなこともお聞きしました。そういう中で、なかなかこう、中断をしてしまったという、それまでの取組方については一定の反省はあるべきかなというふうには思うんですけれども、こうなった以上、一日も早く適正な人数での教育を進めていただきたいと思うんです。ここ4月4日開校に向けたスケジュールが出されてるんですけど、この中身の方針を伺いたいのと、校舎の改修時期が開校後になってしまうということについて、この辺の考え方をお伺いしたいと思います。

- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 飯田委員からの質疑、学校規模適正化推進事業について、まず 私のほうから令和4年4月開校に向けたスケジュールについてお答えします。

教育部予算委員会資料の2ページを御覧ください。

令和4年4月に新しい学校としてスタートするまでの工程イメージとなります。

今年度、地域の委員会にて方向性が決定されましたので、令和3年度に学校規模 適正化地区協議会へ移行し、新たな組織により適正化に向けたより詳細な協議が行 われることになります。

自治会、PTA等が役員が正式に決定しましたら、5月の初旬頃になるかと思いますが、協議会を設置します。また、協議会では6つの専門部会に分かれてそれぞれ学校の先生と共同して検討していくことになります。

協議会委員には、校名や校歌、遠距離対策などを検討する総務部会、児童会組織や通学、安全、制服などを検討する児童指導・保健体育部会、PTA組織や生推協等地域活動を検討するPTA・地域部会に参加していただきます。校名や校歌などの募集方法、時期などにつきましては、協議会で決定していくことになります。

学校教職員には学校行事や学習規律などの教務部会、備品の廃棄、移動、購入計画などの庶務・経理部会、蔵書の整理、廃棄、移動などの図書部会に参加していただきます。

またスクールバスの購入につきましては、発注してから納車までに 6 か月ほどかかりますので、早めに準備する必要があり、遠距離通学対策の検討が終わった段階で入札準備に入ります。

地域の委員会では児童数の著しい減少から一年でも早く適正化をということで、 令和4年4月の開校を目標時期に決められましたので、令和4年4月の開校に向け て児童の交流学習などのソフト面での取組を行いながら、一年間で協議決定してい くことになります。

以上です。

- ○今井委員長 西林次長。
- ○西林教育部次長兼施設整備課長 私のほうからは、学校規模適正化に伴う校舎改修 のスケジュールについて説明をさせていただきます。

伊水・都多小学校区の学校規模適正化につきましては、先月2月24日に、地域の委員会におきまして、令和4年4月を目標時期に適正化を行う方向性が決定されたところであります。現時点では、学校規模適正化に伴う改修工事に関する予算を計上しておりません。地域の委員会では、改修工事に係る国の財源を確保するには、早くても令和4年度になることと説明いたしましたが、早期の規模適正化を優先したいとの考えから、新校開校後の改修となりました。

学校規模適正化に伴う改修工事を行うためには、まずは設計に着手する必要があります。設計業務を発注するための予算を措置した上で、設計業者を入札により決定し、設計に着手します。設計に際しては、学校と十分に協議、打合せをしながら進める予定です。この設計におおよそ5、6か月を要します。

設計が完了すれば、次に入札等を経て、工場発注します。現在の予定では、工事による騒音、振動等の影響を最小限とするため、新校開校後の令和4年7月下旬の夏休みに入ってから本格的な工事に着手できるように入札等の準備を進め、まずは、校長室、職員室、事務室、保健室等の管理諸室や、トイレ、普通教室について集中的に工事を行い、夏休み期間中をめどにこれらの工事を終えます。

その後、2学期に入ってから、残りの特別教室の工事等に順次着手しまして、令和5年2月末までを目途に全工事を完了させる予定です。

来年、令和3年度の夏休み期間中に集中的に工事を行うための設計に要する期間が不足することから、開校後の令和4年度に工事を行おうとするものでございます。 以上です。

- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 今後のスケジュールの中で、校名であるとか、校章であるとかいろんな ソフト面について、地域の方々の協議がかなり必要だと思うんで、それは大切にし ていただきたいと思います。

この学校の工事がやはり予算の関係であるとか、設計の関係であるとかという部分は理解はできるんですけれども、もっと早くできなかったのかという思いはあります。それと、工事期間が、やはりずっと工期が長いということで、やはり落ち着いて授業ができるのかなという部分を、この状況を見ていくと感じるんですけれども、その辺のところについてはちゃんとした対処ができるように計画は進められておりますか。

- ○今井委員長 西林次長。
- ○西林教育部次長兼施設整備課長 これまでの改修工事を多くの学校でやってきておりますが、同じように夏休みにまず授業等に必要となる管理諸室であるとか普通教室を集中的に工事を行って、その後2学期に入ってからということで、音の出る作業は極力放課後であるとか土日ということで、これも作業をしておりますので、その点はこれまでどおり、若干学校に御迷惑をおかけしますが、できると考えております。

- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 この長期にわたる工事ということで、改修内容ですね、そういったもの はどういうふうな部分をどのように直していこうというふうな計画でしょう。
- ○今井委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 まず、校舎の外装につきましては、屋根の防水改修であるとか、外壁につきましては塗装の塗り替え、内部、内装につきましては、 天井の塗装であるとか壁に腰板を貼ったりとか、あるいは塗装をしたりとか、あと 床に長尺シート、塩ビの床シートを貼ったりとか、あとトイレの洋式化、乾式化を 行おうとしております。

以上です。

- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 適正化によって、校舎の新築とかという部分もあるところもございました。そういう部分では元あったところを有効に使って、リースするという形での使用は、これは経済的にも効果的なことだと思いますので、できるだけ地域の要望に合った、子どもたちが勉強しやすい改築、改修を望みたいと思います。

また、この期間中にそのような感じで気をつけてやっても、子どもたちに対する 影響はかなりあると思いますので、その辺のところについても、やはりもっともっ と考慮したところで進めていただくということをお願いしておきたいと思います。 以上です。

- ○今井委員長 それでは、同じ項目、学校規模適正化で、津田委員。
- ○津田委員 同じところで、学校規模適正化だけではないんですけども、実際この教育部として人口減少が進む中、今後5年10年先の、ちょうど委員会資料のほうで4ページで子どもの児童数等出てますけども、例えばこの先、5年先10年先の子どもの数をどれくらいで推理して全体的な事業を進めようとされているのか、その辺をお聞きしてよろしいですか。
- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 津田委員からの質疑、学校規模適正化推進事業、今後5年後10 年後の子どもの数の推測、事業の推進についてお答えします。

令和8年度以降の児童数見込みにつきましては、令和2年度以降の出生数が影響することから、子どもの数につきましては、常に注視しているところですが、予測するのは非常に難しいところです。

しかしながら、想定を超えるスピードで進む少子化の中で、学校規模適正化だけでなく、就学前の教育・保育の在り方を検討するためには、一定エリアの子どもの数の推移を予測することが必要であると考えております。

令和元年度の市内の出生数は191人でしたが、令和2年度2月末現在では、152人でありました。平成17年の合併当時では354人でしたので、約半数ほどになると思

われます。2020年の国勢調査の速報値が出るのが、6月頃ではありますが、子どもの数の推測につきましては、市として将来見込みを示す必要があると考え、現在データを収集しながら企画総務部と一緒に協議を進める予定としております。

学校規模適正化推進事業の推進につきましては、平成21年度作成の推進計画の中で実施できていない校区は伊水・都多小学校区と城下・戸原小学校区になります。城下・戸原小学校区は、平成25年2月14日第3回地域の委員会において、当分の間、協議の必要はないと決定されております。平成30年度末において戸原小学校保護者に対してPTAの方がアンケートを実施されましたが、適正化反対意見のほうが多かったため、協議再開ができておりません。ただ、児童数も減少しており、令和2年度から2年、3年生が複式学級となっている状況です。機会があるごとに地元PTAなどにアプローチして協議再開できればと考えております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 これ当然、学校規模適正化だけではないと思うんです。これ教育部の今後の幼保一元化であったりとか、そういったものも含めて、ある程度の国立社会保障・人口問題研究所なんかで人口推移出てますよね、その辺を基に、ある程度子どもの数の推測を立てていかないと事業を組めないと思うんですけど、その辺はどうお考えなんでしょうかね。
- ○今井委員長 大谷部長。
- ○大谷教育部長 おっしゃるように、先ほど申しましたように、子どもの推移というのはこれまで注視して数値として見てまいりました。で、350人から徐々に減っていって、200人切りという状況が平成25年、なりましたけども、今現在、特に令和2年の出生数が非常に少ないということで、これが一時的なものであるのか、のこぎり型に減ってまいりますので、一時的なものではなくて、次のステージに入ったのかという見極めがまず必要だと思っております。

これまで令和2年度スタートから見ている段階では、のこぎりの下の部分で、一時的なものなのかなというような予測も持っておりましたけれども、2月になりましてやはり昨年末あたりからこれは少しステージが進んだのではないかというような予測で、年間150人というラインがまた一つの段階としてあるのではないかと思っております。なかなか将来予測は難しいんですけれども、おっしゃるように幼保一元化もございます。それから学校規模適正化のこともございますので、これは仮説を立てていかなければ施策も進めることができませんので、そのことは非常に感

じておりまして、今、企画総務部と子どもの数について分析をし、一定期間の数を 予測しなければならないと考えております。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 これ当然、若者の数がかなり点数で出たりですとか、その辺の数は多分、当然市としては把握されてると思いますし、そこに併せてこの市の今の現状の出生数、出生率であったりとかその辺を見ていくと、ある程度の推測は立てれると思うんですよ。でもそれがないと、事業を推進していく中で、これが本当に適切なのかどうなのかという判断が、やっぱりなかなか根拠というものが出てこないと思いますので、その辺はきちんと今後、ぜひ進めてもらいたいと思います。

以上です。

- ○今井委員長 それでは次の項目に行きます。小中一貫教育のほうです。 山下委員。
- 〇山下委員 それでは、主要施策の説明書の81ページの小中一貫教育総合推進事業に ついて質疑をさせていただきます。

この事業内容の説明の中に、小中一貫教育臨時講師を配置とありますが、どのような役割を担うのか、また、その身分保障はどのようなものなのかということをお願いいたします。

- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 小中一貫教育総合推進事業の小中一貫教育臨時講師に関す る質疑にお答えいたします。

小中一貫教育を推進するためには、小中学校の教職員が一体となって9年間の教育活動に取り組むことが求められます。一宮北小学校、一宮北中学校においてはこれまでに両校の教職員が、例えば目指す子ども像を共有したり、9年間の教育活動に取り組むためのカリキュラム編成や行事等の調整を行うなどの準備を進めてきました。

令和3年4月、この4月からいよいよ一宮北小中一貫校がスタートします。そこで一宮北中学校に小中一貫教育臨時講師を配置します。この臨時講師は、一宮北中学校に勤務経験があり、現在は退職されているベテランの教員です。会計年度任用職員として雇用して、週に4日の勤務をしていただく予定です。

臨時講師の方にはカリキュラムや行事等、小中一貫教育の推進調整役を担っていただきます。また、一宮北小中一貫校においては、小中教職員による相互の乗り入れ授業を推進しますので、この臨時講師の方にも免許を所有されている専門教科に

おいて、当然中学校でも授業をしていただきますが、小学校での授業、教科指導も 行っていただくと考えております。

この小中一貫教育臨時講師の配置により、小中一貫教育スタート時における小中 学校の教職員の負担を軽減し、よりスムーズな小中一貫教育の推進を支援していき たいと考えています。

- ○今井委員長 山下委員。
- ○山下委員 全国的にはこういった小中一貫教育を既にされてるところがありますが、 やはり教員として正式に雇ってるところのほうが成功しているのではないかと思う のですが、それはどうなのですか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 今現在の小中一貫教育の正式に雇用するということは、宍 栗市の小中一貫教育推進事業で、例えば県費の教職員を雇用するというようなこと はできません。一小一中のようなこういった形の併設型の学校では、そういった形 での雇用ができないので、やはりそこの部分については市費で何とか雇用して、サ ポートしていこうということで今回臨時講師という形になりますが、一人の方を配 置するということで考えています。
- ○今井委員長 同じ項目で次、飯田委員。
- ○飯田委員 今お伺いしました派遣人数はお一人と、そして一宮北地区での学校の先生の経験のある方ということなんですけれども、これ小中一貫ということで小学校の経験なのか中学校の経験なのか、やはりその辺の違いはあると思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 その部分については、今年度は中学校の経験のある教職員 の方にお願いをしております。やはり小中一貫教育を進める中で、特に小学校の 5、6年生での教科指導、特に専門的な教科指導を取り入れていくということを一つの 目的としていますので、中学校の経験があり、専門的な知識、免許を持っている方 に小学校 5、6年生においても授業を進めていただく、そういう考え方で中学校の 免許を所持されている方を今年度については雇用しております。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 今の言葉を伺いしたときに、この小中一貫の中心となる目的が、どうも この中学校、小学校から中学校へ上がるちょうどその辺のところが一番問題、問題

といったらおかしいんですけど、一番気になるところだと思うんです。小学校に入りたてはそこまでのまだ感覚もないというところなんですけど、やはり大きくなるにつれて教育に対する興味も違ってきますし、それがまた中学校につなげていくためにも、ある一定のスピード感も必要だと思うんですけれども、一足飛びにそこに行くんでなし、その4年生、5年生、6年生の頃に中学校との交感があることによって、興味がまた湧いてくるというそういう部分を今感じたんですけれども、その辺のところを強化していきたい、そういう思いで一番そこのところを中心的に考えておいででしょうか。

- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 今、委員が言われるように、発達段階により柔軟な対応が必要だと考えておりますので、4年生、5年生、6年生、特に今年度については、5年生、6年生についてまずそういった中学校の専門的な先生方の対応もしていこうということで考えております。段階的な専科制の導入というのは今委員が言われたようにとても大切なことだというふうに考えております。

- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 今回の一宮北で行われるこの事業については、先駆的に市内で行われるということで、かなり重要な位置を占めていると思うんです。失敗やとかいうことを考えてたらあかんのですけれども、何とかこれが成功事例になるように、なるためには、一つ一つのことを検証しながら進めていくということが必要になってこようかと思うんですけれども、その辺の検証というんですか、そういう体制についてはどのようにお考えになってますか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 この小中一貫教育推進に向けてこれまでも校区の方を中心に、また教員 O B などを中心にプロジェクト会議ということで準備を進めてきましたが、このプロジェクト会議についてはこのスタートで終わるというわけではなく、今後も開催をしていく予定にしております。今言われたように、この小中一貫の取組の検証をする一つの場としてそのプロジェクト会議を考えておりますので、今後もその場での協議は続けていきたいというふうに考えています。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 先ほどの学校規模適正化のところでもありましたように、児童数の減少、 それから生徒数の減少、こういうものは結局、今の小中一貫につながってきてると

思うんです。まあ関係ないと言えば関係ないんですけれども、少なくなったものを一つにしていくことによって、また違った環境での教育ができるというふうにも考えられますので、今後本当に宍粟市の先々の教育を考えるときに、これは重要な第一歩だと思うんで、その辺のところだけは検証とか、いろんなとこについて大事に進めていっていただきたいと思います。部長、その辺いかがでしょう。

- ○今井委員長 大谷部長。
- ○大谷教育部長 いよいよ今年度、新年度から一貫校が、教育が始まります。おっしゃられましたようにスタートですので、手探りのところもたくさんありますけれども、これが宍粟市の特徴になっていくと思いますので、しっかりと教育委員会も検証も含めていろんな意見を聞きながら進めさせていただきたいと思っております。
- ○今井委員長 それでは次の項目へ行きます。 I C T 支援員のほうです。 山下委員。
- 〇山下委員 それでは主要施策説明の82ページ、ICT支援員配置事業について質疑をいたします。

362万6,000円の予算で、質の高い I C T 教育が実現できるのかどうかをお尋ねします。

- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 ICT支援員配置事業に関する質疑についてお答えをします。

Society5.0の時代を生きる児童、生徒たちにとって、タブレット等のICT端末は、鉛筆やノートと並ぶこれからはなくてはならないものとなっていくと考えています。そのためにも国が掲げるGIGAスクール構想の施策の一つであるICT支援員の配置を本市でも行い、新型コロナウイルス感染症の拡大に代表されるような非常変災における臨時休業時においても、ICTの活用により児童、生徒の学びを保証できる環境の早期実現に取り組みます。

該当予算はこのICT支援員の報酬等のためのものであります。本市では令和3年度4月からICT支援員として1名の会計年度任用職員を雇用し、週に3日から4日程度の勤務により、学校の授業のサポートやICT機器の活用促進につなげる研修会の講師として、市内全小中学校を計画的に支援していきます。

GIGAスクール構想は、総合的な施策であり、この実現のためにはICT支援 員配置事業以外にも多くの取組が必要になります。例えば児童、生徒一人一人に一 台ずつタブレット型コンピューターを配付したり、40人程度が同時にインターネッ トにアクセスしても通信速度が低下しないような高速インターネット回線を設置したり、最新のオペレーティングシステムに対応したサーバーを購入したりする必要がありますが、それらの費用についてはもう既に令和2年度までに予算化がなされています。本市ではこれらの施策を総合的に推進し、教育活動全体を通して児童、生徒の情報活用能力を育成するとともに、各学校における、例えばプログラミング協議などの支援もしていきたいと考えています。

以上です。

- ○今井委員長 山下委員。
- ○山下委員 ICT支援員の方を1名、教育委員会に配置ということで、週3日から4日程度の勤務ということで、この目的、事業効果として全ての子どもたちに学びを保証できる環境を早急に実現というふうに書いてあるわけですけれども、この週3日、4日、1名の方がどのようなスケジュールで、小中の全校に行かれて、どんなふうに子どもたちの学びを保証できる環境を早急に実現されるのかということが具体的に見えてこないわけですが、説明お願いします。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 まず、このICT支援員さんの活動のイメージですが、まず4月、この4月から雇用することになりますが、まず最初は特に情報担当の教職員、全学校の担当者にきちんと今後のタブレットの活用方法であるとか、宍粟市の導入する学習支援ツールの活用方法であるということについて、まずどの学校にも周知する必要があるというふうに考えておりますので、まず情報担当教員等、全校に伝えるような研修会をまず実施する必要があると思っております。

その後は、各学校のほうにこの支援員さんが実際に入っていくと。実際にタブレットを使っていく、授業の中で活用していくという中で、全部の学校を順番に回っていただきながら、授業のサポートをしたり、教職員のサポートをする。まず最初に全体への指導、それから各学校へ入りながら細やかな対応をしていくというふうに考えております。

- 〇今井委員長 山下委員。
- ○山下委員 分からないので聞くのですが、こういう I C T の支援員に選任される方というのは、どのような専門的な資格及び技術を持っておられる方なのかということをお尋ねします。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 このICT支援員として雇用予定の支援員は、現在も市内

小学校で勤務をしている再任用教員というふうになります。学校における教育の情報化推進の実務的な支援として、ICT機器操作の補助や授業づくりの指導助言が可能な高い技術を備える教員です。これまでにも実践の中で実際にICT機器を使われてきてる、またそういったことの技術に、高い技術を備える教員ということで、これまでも関わっていただく方に今後ICT支援員として勤務いただくというふうに考えております。

- ○今井委員長 続いて同じ項目です。 飯田委員。
- ○飯田委員 私の聞かんとする内容については今、山下委員のところでありましたんですけれども、今までに勤務経験のある、そういう技術に長けた方ということで、その方を選ばれたということになるんですけれども、その方、年齢を聞くとおかしいんですけども、常勤、正職でおられた方なのか、その人は非常勤でおられた方なのか、その辺のとこについてはいかがです。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 もちろん宍粟市で長く正職で勤務をしていただいていた方で、今はもう、一度退職されていますので、再任用として御活躍をいただいてる教職員の方です。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 その方は、そういう教育関係にも精通されておる方、ICTにも精通されておる方ということで、その人に依存はないと思うんですけれども、教育委員会としてこの事業を円滑に進めるために、この1名でいいという判断をされた理由は何でしょうか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 今、委員が言われたように1名でいいかというと、私は今後進めていく中で、増員も考えていくべきだというふうには考えておりますが、まずは、学校のほうで、実際に勤務をされた方で、学校のほうの教育についても理解がある、またICTにも理解があるという方で、今年度は1名をICT支援員として採用して勤務をいただきますが、今後、このタブレット等環境の整備に従って、増員についても考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 なぜこういうことを言ったかと言いますと、今本当に I C T 化を進めて 子どもたちにも、また先生にもいろんな意味でいい環境というものを提供するとい

う中で、1名の方が全部を見ていくということは、私の感覚ではなかなか難しいん じゃないかなと。早くそれを定着させるためには何名かの方が必要ではないかなと いう感覚がありましたので、こういう質問をしたんですけれども、やはり教育委員 会としても1名ではというお考えもありながら、当初は仕方なく1名で始めようと いう感覚であろうと思うんですけど、何とか増員ができるように、実績を示しなが らもっとスピードアップしなければいけない増員が必要やという方向で検討してい く、そして要求していくということは必要かなと思うんで、その辺のところは前向 きに検討していただいて、予算要求も、今回は当初予算ですのでしていって、これ はもう本当に、どこもが始める事業なんで、宍粟市が遅れていくということのない ように、宍粟市が進んでいく方向でその辺のところの検討はお願いしたいというふ うに思いますので、今回の予算は今回ここで出てしまっていますけれども、先ほど 言ったような感覚があるんでしたら、その辺のところもこれからの検討課題という ふうにお願いしたいと思います。

- ○今井委員長 答弁いいですね。次行きます。 同じ項目で、津田委員。
- ○津田委員 私も先ほど、飯田委員から発言があった内容と全くほぼ同じなんですけども、やっぱり1名の支援員で本当にこの各学校サポートできるのかなと。これICTの導入に合わせると、教師のスキルアップというのも非常に重要になってくると思うんですよ。その辺はこれ本当に1名で、今後、今のお話は聞いたんですけど、一番我々として懸念してるのが、やはり都市部とこの地方の教育格差が出ないようにしてほしいなという思いと、やっぱりこのコロナウイルス、これ今後どういうふうな動きをするか分からないと、今変異株なんか出てきて、また今後休校措置とかになったときに、全然宍粟市追いついてませんでしたという話になったときに、その辺がこの今回のこの予算で対応できるのかなという思いがあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 ICTの支援員については先ほどからありますように、初年度は1名の配置からスタートすることにしていますが、当然学校現場のニーズや、教職員のICT教育に関する指導技能の調査、分析、実際に指導していく中でより多くのICT支援員を配置することが必要だと、それが適切ではないかと判断した場合には、ICT支援員を増員することもきちんと検討していくことが必要だというふうに考えております。

現在はこの1名の方で、まずは全員の先生方にまず基本的なことについて学んでいただく機会をきちんと設定する。それから、各学校に入って支援をしていく体制を何とか教育委員会も協力しながらとっていきたいというふうに考えております。以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 本当に、これ例えばもう4月から学校スタートして、先生たちも子どもの世話を、新学期が始まって、これが1名で対応できるのかなというそういう疑問を持つ部分があるんです。現状として、これ例えば今宍粟市内にその1名しか支援員がいないのか、該当する人がいないのか、例えばそれ以上の募集、今回はもう1名と決めていたのか、そちらはどちらなんでしょうかね。該当者がいなかったのか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 今回については、1名しかいないというのじゃなくて、この方に頼みたいと、今回この頼んでるICT支援員さんが本当に技能も持たれているし、学校現場にも精通されているので、まずこの人に何とか支援員としてお世話になりたいという思いがありましたので、1名からスタートしていますが、議員が言われるように複数名、今後配置できるようには検討していきたいというふうに考えております。
- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 1点確認なんですけど、例えばこれ増員しようと思えば、すぐ増員できるような体制は組めてるということですか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 予算的には今、何とか今後必要に応じて予算の範囲内での増員はできるかなというふうに考えていますが、現在のところは1名のスタートになります。ただ、予算の範囲内で、あと例えば今回もお話してますように、3日から4日程度の勤務ということでお願いしていますが、本当はもう5日きちんと毎日勤務をしていただきたいというふうに教育委員会としても考えておりますので、その分でほかの方を少しの時間ですが、勤務していただくことは可能なので、そういったことができる方を今後、教育委員会としては探していく必要があるかなというふうに考えております。
- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 子どもの教育なんか、そこ別に予算案は通していかないといけないところですから、一番懸念してるのが、例えばそういう該当者がすぐに見つかるのかど

うかなのですよ。例えばそれはある程度教育委員会として、何人かの当たりがありますよというのか、今もうそれがないのか、そこだけちょっとお聞かせいただきたいんですよ。

- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 全くないというわけではなくて、もちろんこのインターネット等の整備等でお世話になってる業者の方、そういった中でもこういったICT支援をしていただける方はありますので、そういったところも含めて、今個人的に教職員の経験がある方にお願いをしていますが、ICT支援員として募集をすればそういった方も含めて、宍粟市として今現在学校現場でお世話になってる業者の方にお願いしてもそういった対応はしていただけるんじゃないかなというふうに考えております。
- ○今井委員長 すみません、ちょっと関連でお願いします。

ICTとかタブレットとかそのあたりの弊害もやっぱりいろいろとかなりあると思うんです。いろいろ言われてると思います。そのあたりのところで、やっぱり教育がタブレットを通したバーチャルの世界だけで進んでいく、下手したら安易な方向に行く可能性も十分あるんじゃないかなという心配もあります。そのあたりの適正な使い方、そのあたりを本当にこう、くれぐれも注意をしていただきたいなと思うんですけども、そのあたりの考え方というか見解という辺りについてお聞かせください。

谷尻副課長。

○谷尻学校教育課副課長 今、委員長が言われたようにこの適正な使い方というのは本当にあると思います。全てこのタブレット、パソコンに頼るというわけでは教育はないというふうに考えておりますので、当然今回この整備に合わせてまず使えるようにしていこうということを第一義に考えて、まず子どもたちへの指導も進めていきますが、それだけではなく、当然宍粟市が掲げているたくさんの体験活動、そういったことも丁寧に対応しながら、このタブレットやパソコンだけに頼るのだけではない体験活動といったそういった教育もきちんと大切にしながら進めていく必要があるというふうに考えております。

- ○今井委員長 はい、よろしくお願いします。それでは次の項目に行きます。幼保一元化推進事業のほうです。山下委員。
- ○山下委員 それでは主要施策の説明書の83ページ、幼保一元化推進事業について質

疑をさせていただきます。

平成23年度からの事業になっております。またこの間も、またこの令和3年度の事業内容の山崎地区こども園整備事業、これにおきましても公立のこども園整備を望む声、これが多かったですが、どのように捉えておられるのかというのを質疑いたします。

- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 幼保一元化の推進に当たりまして、保護者や地域の皆さんの中には、公立の運営を望む声がたくさんあることにつきましては、公立の園所が地域で長年取り組んできた幼児教育、保育の取組が高く評価をしていただいてるところと再認識するとともに、公立園所を運営する教育委員会の担当者としまして大変ありがたいことだというふうに感じております。

現在、これまでの地域との協議の中で、3園の公立のこども園を市内に開設しておりますので、これからも引き続き、保護者や市民の皆さんの付託に応えられるようにしっかりと園を運営していくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

- 〇今井委員長 山下委員。
- 〇山下委員 今回のこの令和3年度の事業内容であります山崎地区こども園整備事業、 これの社会福祉法人の締切が先日3月の10日で終わったと思うんですけれども、公 立のこども園を望む声も非常に高かったと思うのですが、そのあたりの状況をお尋 ねいたします。
- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 3月10日で締切をさせていただきまして、1法人1園の応募がございました。今後の予定ですが、金曜日、3月19日に宍栗市認定こども園運営法人選定委員会を開催をしまして、その応募のあった計画内容が市の考えているふさわしい計画内容であるかどうかということで、審査、外部の委員さんに審査をしていただきまして、その結果も含めまして公表をしたいというふうに考えております。
- ○今井委員長 続いて同じ項目です。浅田委員。
- ○浅田委員 お願いをいたします。私も幼保一元化推進事業ということで、用地のことをお尋ねをしております。3,700平方メートルということで、十分検討していただいて用地を確保していただいたかというふうに思いますけども、面積的に大丈夫ですかということでお尋ねをいたしております。と言いますのが、戸原のこども園

が建っておりますけども、結果的に用地が狭かったです。当時あそこの用地を確保したのが、戸原保育所、非常に老朽化しておりまして、建て替えていかなければならないということで、ちょうど地域で圃場整備をされるということで、そこで用地を確保していただいたんですけども、当時担当課長として当時の戸原保育所の 2 倍以上の面積を確保したつもりだったんですけど、結果的に狭かったということで、現場の先生には非常に申し訳ないな、また教育委員会事務局の皆さんにも非常に申し訳ないという反省の上で、用地は広いほうがいいです。そういう意味がありましているよっとお尋ねをしておりますので、その点でお答えいただきたいと思います。

- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 まず戸原のこども園の建設に当たりましては、園舎と保護者の送迎のスペース等で用地の3,000平方メートルというのもう本当に使い切って、職員の駐車場というものが取れない中で、買い足すということも検討させていただいたんですが、戸原保育所が使わなくなりますので、将来的にはあそこを再整備することで、職員の方にはちょっと遠いんですけど、歩いていただこうということで計画を実行しております。これまでちくさ、戸原、一宮北、はりまー宮のこども園を整備してきましたが、いずれの用地も園地は約3,000平方メートル以内というようなことで、敷地に園舎と園庭というものを整備してまいりました。はりま一宮については令和2年4月に園地としてこの約3,000平方メートルの敷地に園舎と園庭を整備しまして、現在85人の園児で運営をさせていただいておりますが、御存じのとおり職員駐車場や保護者の送迎スペースがないということで、旧神戸幼稚園舎を現在、解体撤去しまして、新年度、来年度予算でもって跡地を駐車場に活用するという計画としております。

今回の用地についてなんですが、園舎や園庭及び保護者の送迎スペース等につきましては、これまでと同様に3,000平方メートルというもので可能だろうというふうに想定をしておりますが、先ほど申し上げました職員及び保護者や来客用の駐車スペースとしまして700平方メートルの用地が確保できるのではないかというふうに考えておりまして、今回の用地は比較的にこれまでと見て高低差の低い、少ない土地の形状でありまして、道路に面した間口が約60メートル、奥行きも60メートルというようなことで、形状も適しているのではないかなというふうに考えておりまして、保護者や地域の皆さんの利便性に配慮した園舎が設計できるものというふうに考えております。

いずれにしましても、限りある予算の枠の中で用地を有効に活用するということ

が必要ですので、これから取りかかる園舎の設計の範囲の中で工夫をしていきたい というふうに考えているところでございます。

- ○今井委員長 浅田委員。
- ○浅田委員 分かりました。特に事業をするに当たっては用地確保というのが非常に 苦労いたします。ましてやこういうまとまった用地を確保していこうというのは非 常に困難なことであって、今回非常に御苦労いただいたと思います。所有者の方に も御協力いただいたというふうに思います。基本的に園舎等々、子どもたちの使う 場所が約3,000平方メートル、この中では何とかなるだろうと思いますけれども、 やはり運営全体を、こども園を運営していこうということになるとやはり、職員で あるとか保護者の方、地域の方々、そういういろんな要件が必要になってきますの で、今回これで何とか前へ進むと思いますけども、今後のことも含めて用地は広い ほうがいいです。いろんな事業するのに用地を確保して広すぎるんじゃないかとい ろいろ意見をお持ちの方もあろうかと思いますけれども、後で後悔しないというこ と、それが一番の御苦労ですので、重々申し訳なかったなと思います。当時、あの ときで約3,000平方メートルの用地を確保していただいたんですけども、なかなか 結果的に迷惑になったと申し訳ないなという気持ちもありましたので、その点で十 分敷地を有効に活用していただいて、また将来的にも隣接地が御協力いただけるの であれば、それが子どもたちの教育環境、保育環境にとっていいものになるのであ れば、そのことも含めて取り組んでいただければと思います。

- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 先ほども申し上げましたが、今回の用地については市の方で購入をして造成をして、民間のほうへ貸出しをさせていただこうと思っておりまして、その民間の法人のほうで今後設計をされます。その設計にいろいろ工夫を凝らされると思うんですけれども、その中で用地が足りないということになれば、当然隣接地を含めて、それは社会福祉法人のほうで購入していただくということもありかなというふうに考えておりまして、一方で公有地の貸付けに関しましては、やはり一定の基準というか考え方が必要かなというふうに思っておりまして、ほかの園とも比べて幼児教育・保育に最低限必要な範囲にとどめさせていただこうというのが趣旨でございますので、足りない部分については、法人と協議の中で工夫をさせていただきたいというふうに考えております。
- ○今井委員長 続いて同じ項目です。飯田委員。

- ○飯田委員 応募法人、1法人の1園の応募があったということで、あとこの19日に 応募内容についての審査があるということで、結果を待つだけなんですけれども、 今、中尾次長おっしゃったように、他の公立こども園と変わりのない状況での運営 をしていくと、突出したことのないようにするということなんで、その辺のところ も含めて厳正な審査をしていただきたいというふうに思いますので、お願いいたし ます。
- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 先ほどと、答弁したことと重複しますが、運営法人の募集につきましては2月15日から3月10日までの間を期間として募集をさせていただきまして、先日その募集を締め切ったところであります。応募の状況については、その1法人から応募がありまして、現在その提出された計画内容について確認を行っているところです。今後の予定としまして3月19日金曜日に宍粟市認定こども園運営法人選定委員会を、この委員会は千種のときにも開かせていただいた委員会なんですが、開催をしまして応募のあった計画内容についてふさわしい内容、計画になっているかどうかということで、外部の委員としまして保護者や有識者、幼児教育、保育の経験のある方にお願いをしまして審査をしていただく予定としております。審査の結果につきましては、市のホームページや市広報等で最終的に公表する責任があるというふうに思っておりますが、議会の皆様には次回の常任委員会で御報告ができるのではないかなというふうに考えておるところでございます。
- ○今井委員長 続いて同じ項目です。津田委員。
- ○津田委員 私も同じところで、今回予算で上がってきてますので、金額は、具体的な金額はまだ分からないと思うんですけども、実際私もこの現地見てきて、今、田んぼにしては非常に高いな、この金額じゃ高いなっていうのが率直な意見だったんです。それで先日、市民生活部の中で地価の下落が、税収が減っているという報告を受けて、数年前に、前に道路が通ったと思うんですよ。その当時と固定資産の評価額、どれくらい下落、この地域でどれくらい落ちてるんだろうなと思いまして、その辺お答えいただけますか。
- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 予算書の86ページに計上しております公有財産 購入費、用地購入費 1 億132万6,000円の土地買収予定価格につきましては、公益社 団法人 兵庫県不動産鑑定士協会、市との間に協定書が締結されてるんですが、そ ちらの方に鑑定を依頼しまして、不動産鑑定資産の評価をしていただいております。

今回、鑑定を依頼しましたのは、前回の常任委員会で報告をしました市道庄能 8 号線沿いの用地でありまして、1点目は住宅地として実際に隣接に建っているお宅、住宅が建っている土地、それから2点目につきましては、その農地というようなことで、この農地なんですが取得後の土地活用が宅地としての使用となりますので、農地としての取得ではなくて、宅地見込地としまして評価をし、それで購入するというような計画になっております。宅地見込地と申しますのは、先ほどの宅地価格から造成工事に必要な相当分を差し引いた価格というふうに御理解をいただきたいと思います。

市ではこの鑑定価格を基にしまして、内部に財産評価委員会に諮りまして、予定価格として決定をしております。その際には、個別批准としまして、2点、環境条件として地性、地質、地盤、上下水道設備が整っているかどうかというような点、次に画地条件としまして、間口や奥行き等の土地の形状、接続道路との関係として高低差等を考慮しまして、実際に評価額を決定をしております。こちらのその批准につきましても不動産鑑定士より意見書を頂きまして、市のほうではその意見書に基づいて評価をさせていただいておるところでございます。

次に、質問がありました下落率についてですが、地価公示法という法律がありまして、毎年国土交通省が7月1日を基準日として、地価公示価格を公表しております。さいわい、山崎町庄能172番地というところが標準地として指定されておりますので、その公示価格がずっと残っております。この市道庄能8号線の道路の整備に伴い用地を買収したのが、平成16年のことでありました。当時この公示価格が5万7,500円というふうになっておりまして、最新の令和元年7月1日の価格が3万5,500円となっておりますので、この時点で下落率は0.617、約4割下がったというところで、今回の評価に当たりましては、先ほどは令和元年7月1日ですので、令和元年から令和3年までの2年の間に時点修正として0.956という鑑定士さんから評価をいただいておりますので、今回の提案に当たっては、先ほどの0.617掛ける0.956ということで、0.589ということで、先ほども申しましたが約4割の下落ということでなっております。

この下落率が妥当なのかどうかという点については、御存じのとおり、地価は毎年下落を続けておりますので、この下落幅をどう評価するのかということになるわけですけれども、不動産鑑定士協会の方へ鑑定を依頼をして、資格のある方が鑑定をされておりますので、市の財産評価委員会の手続を経て、市の案として最終的に決定をしておりますので、担当者としては妥当な価格であるというふうに考えてお

るところでございます。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 ちょっと私もその辺分からないんですけど、その不動産鑑定士というの は例えば一人だけに頼むんですか。例えば二人ほど聞いてその中の中間を取るのか、 どういうふうな評価をされるんですかね。
- ○今井委員長 中尾課長。
- ○中尾教育部次長兼こども未来課長 市役所と兵庫県不動産鑑定士協会との間に協定書がございまして、そちらのほうから推薦をいただくということで、契約書のほうは不動産鑑定士協会と市との間で契約ということで、一人の方が鑑定をされてるということでございます。
- ○今井委員長 それでは、次の項目に行きます。社会教育事業ですね。 榧橋委員。
- ○榧橋委員 それでは、よろしくお願いいたします。

85ページの社会教育事業について、質疑をいたします。

青少年体験活動ですけれども、これの金額が47万円ということなんですが、これ どこの学校でされているのか。また、こういうことはとてもすごいことなんですけ れども、何か事故とかねそういうことがあるとちょっと大変だと思いますが、引率 者の負担とかはどのように考えてらっしゃいますか。

- ○今井委員長 水口課長。
- 〇水口社会教育文化財課長 榧橋委員の質疑にお答えします。

土曜なんでも体験隊は、学遊館で行っている青少年体験活動事業です。対象は小学4年から6年生で、市内全ての小学校に参加募集をかけ、年間12回の計画で月1回程度、土曜日に実施しています。事業の実施には職員のほか、高校生、大学生、専門学校生などがサポーターとして参加して一緒に活動することと、子どもたちの安全確保を担っています。

サポーターは市内の3高校に協力いただき、募集を行っているほか、卒業した大学生などが帰省し参加してくれたりもしております。また、リーダー研修を実施して、安全対策などの研修も行っています。今年度はコロナ禍での開催であり、小学生の参加は10人でした。また、サポーターは13人となっています。

講座は、野外活動、工作、調理、スポーツ、化石発掘、宿泊体験など、子どもたちがなかなか家庭でできないことを体験する内容となっています。安全確保を最優先にした講座にしておりますし、内容によっては看護師を依頼して引率者の負担軽

減に努めています。

以上です。

- ○今井委員長 榧橋委員。
- ○榧橋委員 ありがとうございます。これとってもすばらしいことだなと思います。 子どもたちは学校内の授業はもちろんですけれども、こういった体験をすることに よって、やっぱりいじめとかそんなものが少なくなっていくんじゃないかなって思 ってるんですね。ですから、これ学遊館でされてるんですけれども、市全体といっ たら結構遠いところもあったりするんですけれども、ほかでされるとかいうそうい うお考えはおありでしょうか。
- ○今井委員長 水口課長。
- 〇水口社会教育文化財課長 学遊館以外での地域でということでしょうか。

今のところ、学遊館以外の地域では計画はしていないんですけれども、各地域では夏休みのチャレンジ教室であるとか、そういうときにこのような体験活動をしておりますので、学遊館でしているのは宿泊施設を伴っているということで、ふだん体験できないことができますので、学遊館の特色のある活動の一つとなっております。

- ○今井委員長 榧橋委員。
- ○榧橋委員 子どもたちの事故とかも結構あるわけですので、十分気をつけていただいて、本当に無事故ですばらしい体験ができますように、今後もお願いしたいと思います。

以上です。

- ○今井委員長 それでは次の項目にいきます。文化財保護事業です。 神吉委員。
- ○神吉委員 私のほうからは、主要施策86ページ、文化財保護事業のところで伺います。

令和3年度の事業内容として一番下に書いてありますのが、長水城に案内看板を 設置というふうにあります。どのようなものを設置されようとされておるのかとい うことと、ほかのお城で篠ノ丸城などにも同様の設置をするのかということを伺い ます。

- ○今井委員長 水口課長。
- 〇水口社会教育文化財課長 お答えします。

長水城に設置する案内看板作成については、西播磨県民局が進める西播磨の山城

プロジェクトに関係するもので、案内板の説明記事を多言語、英語、中国語、韓国語で表示できるQRコードを作成するものです。

篠ノ丸城は、今年度令和2年度に設置しました。西播磨地区全体で山城プロジェクト対象のお城選定されており、宍粟市内では篠ノ丸城と長水城が対象となっております。

続きまして、民俗資料館と歴史郷土館の今年度の計画についてお答えします。

民俗資料館につきましては、見学希望があったのみ開館し、見学していただいております。歴史郷土館については、通常の見学希望以外にも例年、ゴールデンウイーク期間に行われる藤まつりや最上山もみじ祭りの際に立ち寄りスポットとして公開しておりますので、年一、二回程度の展示替えを行う予定です。令和3年度は山崎の城下町に関連した展示ができればと考えております。

以上です。

- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 分かりました。西播磨県民局の進める山城プロジェクトであるということで、もう最近のそのお城の御城印ですかというようなものも販売してブームにしようというそういう動きが見てとれるんですけれど、これらを当然宍栗市内でも、市外だけではなく市民の方々へも周知していく必要があると考えますが、こういう事業の中ではそういうところをどのように見ておられるのか教えてください。
- ○今井委員長 水口課長。
- ○水口社会教育文化財課長 今回、QRコードを外国人の観光向けに設置したわけでありますが、西播磨の県民局のツアーなどとタイアップして、市内でも参加者を募集したりして観光などにもつなげたり、市内の人の周知にもつなげたりしていければと思っております。
- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 分かりました。参加者を募っていくということですね。

それと、ちょっと質問しておりませんでしたが、民俗資料館や歴史郷土館は今年度どのような計画で進めるのかいうとこなんですけれど、先ほどの答弁の中でありましたそういうタイミング、タイミングを見ながらその施設を公開するんだということですが、かなり貴重な財産があそこに眠っていると思うんです。

通常、出入りのしにくい場所にもありますので、そこら辺をどう捉えていくのか というのが気になっているところです。常時どなたでもどうぞというような雰囲気 でもない場所ですので、そこら辺を今後、どのようにしていこうと思われているの か。当分あのままなのか、どういう改善をしていくかっていうところをお聞かせください。

- ○今井委員長 水口課長。
- ○水口社会教育文化財課長 現在は歴史郷土館につきましては、平日は見学がある際には図書館の職員に声をかけていただいて上がっていただくようになっているんですけれども、大変貴重な書類もありますので、今後はまた防犯カメラなどの設置も検討して努めていきたいと思っております。
- ○今井委員長 それでは、同じ項目です。 浅田委員。
- ○浅田委員 それでは、同じところの文化財保護事業ということで、私、古文書の解読の人材育成、古文書も宍粟市の大切な財産でありますし、宍粟市の歴史でありますので、古文書を解読していただける方、一人より二人、二人より三人というふうなことで願っております。育成講座も開講していただいて、人材の育成ということなんですけども、見通しをなるべく早い段階でそういう方々にこの古文書の解読を担っていただけたらありがたいなという思いの中でお尋ねをいたします。
- ○今井委員長 水口課長。
- ○水口社会教育文化財課長 お答えします。古文書の解読は、文字の書き順や癖から書かれている文字を照らし合わせて確認する作業であります。解読には専門的知識が求められ、長い経験の蓄積が必要なことから、人材確保に大変苦慮しているところであります。

数年後には、市の文化財専門員が対応する計画をしております。また、裾野を広げることも必要で、古文書に触れる経験を積むことで個人の解読する力を伸ばしていくことになります。現在は市民の方を対象に、毎年10回の講座を開催して、毎回10名程度の方が参加していただいております。継続的に取り組んで参加していただくことで、徐々に成果が上がってきております。中には自主的に取り組み、解読する力をつけておられる方もあります。令和3年度も継続して講座を開催することで、一人でも多く人材育成できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

- 〇今井委員長 浅田委員。
- ○浅田委員 このことは以前にも継続して、もうなるべく早く多くの方々にこの古文 書の解読がしていただけるようにというふうなことを願っておりますので、継続し た取組をお願いしたいと思います。終わります。

- ○今井委員長 では次の、同じとこですね。 津田委員。
- ○津田委員 先ほど答弁でいろいろ聞かせていただいたんですけども、維持管理に毎年費用をかけて、今維持しているわけですけども、やっぱりこの地域の子どもや市内の人にもやっぱりこの内容を理解してもらって、やっぱり知ってもらうことでより存在価値が高まると思うんです。そのような取組をどのように来年度取組で周知を図ろうとされているのか。先ほども答弁ありましたけども、その辺をもう一度聞かせていただいてもよろしいですか。
- ○今井委員長 水口課長。
- ○水口社会教育文化財課長 お答えします。議員御指摘のとおり、地域の歴史を保存・継承していくためには歴史を知り、歴史に親しみを持っていただくことが肝要と考えます。そのため、宍粟学講座のテーマについてもたたら製鉄や長水城と宇野氏、本多藩所蔵資料など、地域に関係するテーマを取り上げるようにしております。また、学校での校外学習、生推協や地域での出前講座でも周知を図っているところでおります。しそうチャンネルで宍粟学講座の紹介の配信を行ったりしてまいりましたが、まだまだ十分ではありませんので、今後は歴史と観光のタイアップによるPRしていくことも取り組みたいと考えております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 その中で何か来年度、新たに始めようとされる取組とかそういったのはあるんでしょうか。
- ○今井委員長 水口課長。
- ○水口社会教育文化財課長 来年度は、これまでの宍粟学講座の計画とまたこういう コロナ禍の間ですので、15分程度のうちの文化財の専門員が宍粟学とか地域の歴史 についての動画配信なども積極的に公式ユーチューブなんかでしていけたらなと思 っております。
- ○今井委員長 それでは、審議の途中ですが、ここで休憩を取らせていただきたいと 思います。10時30分まで休憩といたします。

午前10時16分休憩

午前10時30分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、次の項目へいきます。学校給食関連です。

榧橋委員、お願いします。

○榧橋委員 それでは、87ページの学校給食費管理システム導入事業からお願いをいたします。

学校給食費管理システム導入することによって、教職員の負担の軽減ができると。 今まで学校の先生には本当に御負担をおかけしておりまして、本当にこの導入はす ばらしいことだと思いますが、完納できればいいんですけれどできなかった場合は どのようなっていうことで質疑いたします。

- ○今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 失礼をします。まず、完納ができなかった場合というところで、いわゆる収入面あるいは支出面というか、そちらの2点でお答えをさせていただいたらなと思うんですけれども、いわゆる公会計化、一般会計ですね、市の一般会計に学校給食費歳入の分、それから支出の部分で歳出の部分で食材費という形で組み込みがされるわけなんですけれども、いわゆる食材費の財源というのはあくまでも学校給食費になるわけなんですけれども、そもそも予算に組み込みということになりますと、一会計年度の食材費ですけれども、これの所要額というのは市の歳出として予算の中で適切に確保されるわけです。

学校給食費が万一ですけれども、未納が発生したとしても業者への支払いという 部分については滞りなく対応することができるということになるわけなんですけれ ども、残念ながら未納が発生すると、学校給食費に未納が発生をしたというときの ことですけれども、一般会計からの結果的にですけれども、財源としての繰入額と いうのが必要になってきます。

言い換えれば、いわゆる市の損害になってくるんではないかなと思うんです。その未収金なんですけれども、結果的には次年度に繰越しをして、もし入ってくれば雑入で受けるということになるわけなんですけれども、特にそうならないように特に遅れがち、あるいは滞納になりやすい御家庭については児童手当なりからの天引き申請なりをお願いをする中で対応していきたい。

それと、今現在もですけれども、卒業生の義務教育を卒業した方の滞納分については学校給食センターのほうで滞納徴収という形でしておるわけですけれども、今後というか令和4年度以降ですけれども、滞納がもし発生をした場合につきましては、市職員、要は学校給食センターの職員が主になって対応するということになろうかと思います。

以上です。

- ○今井委員長 榧橋委員。
- ○榧橋委員 それでは、未納のときですね、そのときに給食センターの職員が集金に 伺うわけですか。
- ○今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 はい、まさしくそのとおりです。まずは督促なり催告 なりという順を踏みながら電話等々もしながら居宅訪問という流れを取っていこう かなと思います。

以上です。

- ○今井委員長 続いて同じ項目です。 神吉委員。
- ○神吉委員 私も同じところからです。年間のシステム料というのはどのくらいかと お聞きしてるのは、この今回システム構築の業務委託料が950万ほどあるんですが、 これは構築のためだというふうにとれるんです。運営のほうでどれぐらいの利用料 がかかってくるのかというのを教えてください。

それから、全てまとめて質疑しておきます。この事業は給食費の滞納にどのくらいの効果を見込んでおられるのかということと、それからこの滞納ということが今まで先生方に苦労していただいておられましたが、PTAの方々もその金額なども御存じだったかと思いますが、今度からは給食費の徴収、収納の状況が先生方、PTAの方にも見えないところにいってしまうのか、そこをお聞かせください。

- 〇今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 失礼をします。順を追って御説明のほうを申し上げた いと思います。

まずは、年間のシステム利用料の関係です。システムの運用自体が令和4年度からという計画をしております。ですんで、令和3年度においてはそのシステムが導入されるという部分だけになりますから、いわゆる利用料あるいは保守料というような形での金額は上がってこないということになります。金額的な部分を、もしくはお聞きをとは思うんですけれども、いわゆる入札の案件等々でもありますんで、近隣の姫路であったり太子であったりたつのであったりというところの保守料も確認しますと、年間で150から200万という幅が企業というか業者によって違うんですけれども、あるというところは確認をしております。

それから、滞納の部分の効果です。こちらについては、今現在ですけれども、こ

こ数年のお話をさせていただきますと、約20万円程度の現年分の滞納というのが毎年あります。年度当初の滞納が20万円程度あります。公会計化後ですけれども、いわゆる市の債権という形で督促の手数料の徴収も行いながらも対応もできるというところもありますんで、納付意識の向上が想定されるかなと思っています。プラス、滞納者がいわゆる生活保護であったり就学援助の対象となる可能性が考えられる方、場合ですけれども、保護費等からの天引き申請を進めたり、あるいは事前に保護者からの申請によるんですけれども、児童手当からの天引き徴収等々も進めていき、確実に徴収ができるよう対応していきたいと思っております。

それと最後の先生方というか、教師にも給食の収納状況は把握は可能かどうかというところですけれども、今現在は債権、債務の関係が保護者と学校長という形になっております。徴収事務も教職員が対応しておりますので、その関係については把握ができるということになっておりますけれども、今度は保護者と市という債権・債務の今逆を申し上げましたけれども、形になりますので、学校側への全体的な収納状況というのを参考程度には報告はいたしますけれども、いわゆる未納者の状況というのは、いわゆる個人情報保護の観点もあります。報告は一切することはありません。

以上です。

- ○今井委員長 続いて同じ項目です。 浅田委員。
- ○浅田委員 では、私も同じところです。いよいよ公会計化への着手ということで、 もう何年前になりますかね、2年前かな一般質問で公会計化への考え方をお尋ねい たしまして、令和3年度にシステムを構築ということで、これは着実に進めていた だいたらいいと思います。

今回お聞きしてるのは、システムのことではなしに、公会計にいくに当たって、いろんな徴収方法等とかいろんな事務があろうと思います。既に着手はされているだろうとは思うんですけども、未収金の取扱いの問題であったりとか、あるいは条例等規定の整備であったりとかそういうもろもろの手続について、令和3年度中には片づけていかなければならないということがありますので、今想定されている範囲で結構ですけども、どういうふうなスケジュール的なことを見ておられるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

- ○今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 失礼をします。それこそ先ほどおっしゃっていただい

たとおり、令和元年の3月に予算の委員会の中で浅田委員のほうから御質問があったかなと。それに対して文部科学省のほうからガイドラインが出ればそれに基づいて粛々と取り組むというような話をさせていただいたと思うんですけれども、非常に事務量というのは正直多いです。おっしゃるとおりです。移行の準備としてということでですけれども、ガイドラインでは大体2年の準備期間を置きなさいというところで、それに倣って対応をしておるところであります。

来年度、まず令和3年度ですけれども、まさしくこの業務システムの導入を行います。予定ですけれども、令和3年の6月ぐらいまでにはシステムの導入業者を選定をいたしまして、まずはシステムの導入にプラス初期設定ですね、それからカスタマイズなりを9月末までにはできればなと思っております。

加えて、それぞれの保護者の方々の口座振替の情報であったり、あるいは児童生徒のアレルギーの情報であったりとかというような、喫食に関する部分も含めて入力というのを令和4年の1月までには完了したいと思っておるところであります。

それと、先ほどおっしゃっていただいたんですけれども、今現在の会計の折の債権の継承の部分です。こちらにつきましては、現在の滞納分というのは今のところ市にそのまま引き継ぐ方向で考えてはおるんですけれども、やはり滞納者の中ではもう既に亡くなられてるとか、あるいは居所不明、税の執行が停止されてるとか、生活困窮者いわゆる自己破産なりという方がいらっしゃいます。その方などの債権をどうするかというのを今後滞納整理の検討委員会なり等の中で、方向性を決めて対応していくということを考えております。

それと、いわゆる給食の会計の中で、やはり徴収管理の取扱いというのを市民に対しても明らかにするという部分があります。あるいはその徴収管理というのの透明性という観点から、例規、条例あるいは規則等というのを整備して対応していきたいというところをできれば令和3年の12月までにはできればなという予定を考えております。

それと、長くなって申し訳ないんですけれども、保護者への周知というところが 非常に大事かなと思っております。こちらは今年の10月までには広報、あるいはホ ームページなどを活用するのはもちろんですけれども、個々への文書周知をすると ともに合わせて口座振替の依頼書などの提出等々でお願いをしていこうと予定をし ております。

あと、情報管理の関係で方法を検討しておるというところがあります。特に新入 生の新1年生ですね、小学校の1年生の方々の内容というのが知り得るのがやっぱ り夏休み以降ということにもなってきますので、その部分が若干遅れてくるかなと思っております。そちらが予定で、9月末にかけての就学時前健診、あるいは1月以降の入学説明会の中で対応できると、約250名程度と思っておりますので、対応できると考えております。

以上です。

- ○今井委員長 浅田委員。
- ○浅田委員 御苦労さんです。事務的には大変だと思います。一番は令和4年のスタート時に保護者の方に迷惑かけないシステム、スムーズにいくというのがまず第一番だと思いますし、あと現在の未収金についての債権の関係については、法的にもしっかり対応していただけるものとは思っておりますので、まずは保護者の方に十分周知をしていただいて、支障が出ないようなシステムと、それから事務手続のほうをお願いをしたいなというふうに思います。

当然、条例関係は12月議会を目標にはされておると思いますけども、いわゆる公会計ですから透明性を確保するということに尽きると思いますので、その点も踏まえて事務を進めていただけたらなというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○今井委員長 では同じ項目です。飯田委員。
- ○飯田委員 もうほとんどお答えいただいておると思いますので、特に新たに問うことはないんですけれども、先ほどからありますように、システムを構築するということは、ある意味セキュリティーの問題もついてきますので、その辺のところ1年かけて間違いのないシステム構築にお願いしたいというふうに思います。それだけです。よろしくお願いします。
- ○今井委員長 すみません、関連で一つお願いします。

先ほど所長のほうから、保護者のほうというか学校のほうにその滞納状況の情報を伝えるっていうことは全くないという形で明言されたんですけども、どうなんでしょう、学校教育のほうのサイドとして、やはり家庭の事情を把握していくというそういう中で、原則はそれでもちろんいいと思うんですけども、いろんな状況の中で、いろいろと子どもを把握していくっていう中で、知っておかなければいけないとかっていうような状況も出てくる場合もあるんじゃないかなという気もするんですけども、そのあたりその学校教育のほうのサイドとしてはどういうふうにお考えですか。

- ○今井委員長 世良課長。
- ○世良教育部次長兼学校教育課長 もちろん今言われたようなことはとても大事なことだというふうに思うのですが、学校給食のこの管理システムに関連することでそういう情報を収集するという方法については、今のところ考えておりません。というより、ふだんのやはり子ども等を通しての連絡帳のやり取りでありますとか、丁寧な家庭訪問とかそういうふうな状況の中から子どもの困り感とか保護者の困り感のほうの情報については収集して、適切な支援を行っていきたいと考えております。
- ○今井委員長 分かりました。

では、次の項目へいきます。第3子以降学校給食費助成事業のほうです。 山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策の主な事業の一覧の89ページの下段です。第3子以 降学校給食費助成事業、これについて質疑をさせていただきます。

前年度増減マイナス138万6,000円の理由を質疑いたします。

- 〇今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 失礼をします。第3子以降の学校給食の助成制度ですけれども、この助成金の所要額、予算算定ですけれども、こちらにつきましてはいわゆる住民基本台帳の登載情報を基に対象児童等を想定して算出をしておるところであります。

本年度は戸数にして329、小学生で307、中学生で62名の369名が対象と想定されたことを基に、学校給食費それぞれ4万1,800円あるいは4万5,100円なりを乗じて1,562万9,000円という形で計上をしております。

令和3年度ですけれども、小・中学校の児童等も実は約80名程度減少することが 見込まれております。その部分が一理あるんですけれども、住民基本台帳の登載情報を基に対象児童等を算出しますと戸数にして302、小学生で276名、中学生で60名の計336名のいうことで、本年度に比べて33名減少したことにより、先ほど申し上げた掛け算で所要額というのが減少しておるというところであります。

- 〇今井委員長 山下委員。
- ○山下委員 平成30年度からこの事業が行われております。それで子どもが3人以上 おられる御家庭でも対象にならないと、ある意味その矛盾点等が最初からあった制 度でありますが、今後公会計化もされる令和4年度から等々考えて、新たなより保 護者に対して生活を助けるような制度に変えていこうというような検討等は予算編

成時にされたのかどうかお尋ねします。

- ○今井委員長 池本所長。
- ○池本山崎給食センター所長 失礼をします。平成30年度からということで、今年度で3年目を迎えるこの事業になります。この3年間を評価をする中でということで、 来年以降そういう部分、今委員のおっしゃった生活を助けていくという部分のとこ ろで検討はしていく必要はあるかなと思っております。

ただ、前回も申し上げたとおり、持続可能な事業というのを考えておるところで、 来年度だけこれをする、今年度でこれをやめるというようなことではなくて、同じ 内容をできるだけ続けていって公平に対応していきたいなと思っております。

- 以上です。
- ○今井委員長 それでは、次の項目いきます。外国語指導助手に係る経費です。 神吉委員。
- ○神吉委員 私のほうからは、部局資料の1ページにあります外国語指導助手に係る 経費のところで伺います。

この全体的な経費を割りますと、一人当たり547万円程度になるんですが、どのような割合でつくられてる経費の算出なのか教えてください。

それから、こども園などへの派遣があるというふうに書いてありますが、一人ど のくらいあるものなのかっていうところを2点お伺いします。

- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 神吉委員からの御質問、ALTに係る経費のまず一人当たり 547万円となるが、どのような経費なのかについてお答えします。

予算書では135ページの教育振興費のうち3,832万6,000円がALT7人に要する経費となります。主なものを説明いたします。ALTの人件費が主なものとなります。報酬が7人分で2,487万8,000円、社会保険料が404万5,000円、通勤費用弁償が75万5,000円の合計人件費は2,967万8,000円となります。また、ALTの住居賃借料として270万1,000円、ALTからは予算書の34ページの雑入、住居費賃借料負担金、家賃支援として宍粟市一般職の職員の給与に関する条例に規定する住居手当相当額を引いた金額をALTからは納めていただきます。

次に、業者委託料です。新型コロナウイルス感染症の影響により、山崎東中のALT1人が昨年9月に入国できずに3月末まで業者委託しておりました。4月まで入国延期となっておりましたが、まだ入国できない状況であります。引き続き、次の更新の9月まで業者委託とするもので230万を計上しております。

あとは、一時帰国6人分、帰国1人分の費用が179万4,000円、ALT招致事業の 実施団体である自治体国際化協会への負担金、これは会費とかALTの傷害保険の 負担金、渡航費用負担金、来日時の研修負担金などが含まれますが、この負担金が 168万6,000円となります。

また、ALTの生活支援として初日から生活できる範囲での生活消耗品として寝 具、調理用具を整備したり、生活備品としてテレビ、洗濯機、冷蔵庫などを市で整 備し、貸与しております。

次に、こども園等への派遣は一人どれくらいあるものなのかについてお答えします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、幼稚園、保育所、こども 園からの派遣依頼はあまりありませんでしたので、令和元年度の状況でお答えしま すと、中学校区によって違いますが、大体月1回ほどの派遣依頼があります。小学 校へは今年度より小学校でも英語が教科化されましたので、週二、三回派遣をして いる状況となっております。

- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 詳細ありがとうございます。地域によって違うのかもしれませんが、その地区によって違うのかもしれませんが、7名同じようなスケジュールで職についておられるのか。週5日の勤務かと思うんですけれど、その学校などのスケジュール的なもの、午前はここ、午後はここというふうに毎週組み立てられておられるのか、それともその都度その都度必要なところへ行っておられるのか、そこら辺を教えてください。
- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 主に勤務しているのは中学校になります。小学校は授業がある日に計画を立てて週二、三回行っております。幼稚園、保育所、こども園については英語に親しむということで、派遣依頼は幼稚園の計画的には入っているかもしれないんですが、週1回とか決まった曜日とかではなくって、そこの保育所、こども園、幼稚園などの行事に合わせて依頼があったりしますので、必ず月1回とかいうわけではございません。
- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 その急に入るそのスケジュールは、その隙間があるようなそういう安定 した仕事ですか。

- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 それぞれこども園、保育所、幼稚園から教育委員会のほうに派遣依頼があります。その派遣依頼が届いたらALTの勤務している中学校に確認をします。その授業の間が空いていればお受けしますし、スケジュールが詰まっているようでしたら変更していただく等対応しております。

以上です。

- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 もう少し詳しく教えていただきたいんですけども、滞在場所がそれぞれで皆さん別々でされてるのかと思うんですけども、その滞在場所というアパートなどは選定はどのようにされておられるんですか。
- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 例えばですが、1人帰国したらそのアパートが空きますので、 そこへ入っていただくという形になっております。現在市で確保しているアパート がありますので、アパート6か所とあと市の所有している門前住宅というのがあり ますので、そこを使っていただいております。それぞれそこのALTが帰国したと きに次のALTを入れるという具合にしております。
- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 もう指定でその7か所あるということは、そのALTさんにとっては選べないいうことですね、そこに入るというふうにもう決まっているわけですね。

それと、この広い世界の中で日本を選んで来られてるんかと思うんです。日本語が好きだとかいうこともあるでしょうし、日本人と触れ合いたいということもあるでしょうけれど、その先ほど言われた生活を始められるとき、それからそのときには支援があるよというふうにおっしゃられた。生活しておられる中でのお困りごととかそういうとこら辺は市はどういうふうなサポートというか支援をされておられるのか教えてください。

- ○今井委員長 進藤課長。
- ○進藤教育総務課長 通常の支援ですが、教育総務課に担当がいますので、そちらに連絡があったり、また学校教育課のほうに外国の方が、エリザベスがいらっしゃいますので、その方に相談があったり、また中学校の英語の教師に相談されたりしますので、相談事でこちらで対応できるようなことは中学校のほうから教育総務課に連絡があり、対応している状況になります。
- ○今井委員長 それでは、次の項目いきます。オンライン学習。

津田委員。

- ○津田委員 部局資料の6ページのオンライン学習事業の部分についてお尋ねします。 これ e ライブラリアドバンスの利用料なんですかね、その利用料を投じてる割に なかなか生徒たちの使用率が非常にまだ低いんじゃないかなと感じてるんですけど も、今後GIGAスクール構想でタブレット端末の支給に伴って、家庭学習での利 用機会をどのようにして増やそうとしているのか、その辺お聞かせください。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 オンライン学習事業に関する質疑にお答えします。

今年度においても学習支援ツールを活用した家庭でのオンライン学習を進めてきましたが、全ての家庭において同じ条件での学習が進められる状況ではありませんでした。そのために、オンライン学習を家庭学習の課題とする場合は自主学習、頑張り勉強といった形での活用が中心となっていました。しかし、来年度からはGIGAスクール構想のタブレット端末支給により、全ての児童生徒がタブレットを活用することができます。

そこでまずは、学校においてタブレットを活用したドリル学習や基本的な操作方法、それから授業等での有効的な活用方法の指導をまずは定着させる取組を行う必要があると考えています。その後、オンラインによるドリル学習での活用のために持ち帰っての活用を進める予定です。

新型コロナウイルス感染症に代表されるような非常変災による臨時休校等に備えて、オンラインによるドリル学習での活用や家庭と学校、双方向のオンラインによる活用の準備を進めることは当然必要であると考えていますので、まずは学校できちんと定着をさせる、使い方について理解をさせた上で次に家庭での活用へとつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 このタブレットは持ち帰りにさせるのか、その辺ある程度今からだと思うんですけども、例えば自宅にネット環境がない子たち、その子たちに対しての取組ですよね、その辺はもう全部完璧に全員が同じような環境でできるような仕組みはできてるんでしょうかね。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 タブレットについては全ての児童生徒が手にすることができますが、ネット環境というのは家庭によってまだそれぞれ環境があると思います

が、ルーターの貸出しであるとかそういった準備も進めていますので、全ての子どもたちが家庭でもタブレットを使ってオンライン学習ができる環境というのは、きちんと整えていく必要があると思っています。そのあたりの実際にあるかどうかというのは昨年度も調査を進めていますが、来年度、令和3年度についても改めて確認する必要はあるのではないかなというふうに考えております。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 ぜひね、本当に私も子どもがいまして、なかなかこの家庭学習でこのオンラインシステムを使っているっていう周りの子たち見てても、使っているっていう感じがなかなか見えてこないんですね。だから、せっかく取り入れてるもんなんでね、やっぱりうまく使ってもらいたいなというのと、先ほど今井議員からも指摘ありましたけど、これ本当に今からの教育って非常に難しいと思うんです。これやっぱりこういうタブレットとかを導入していくことによって、やっぱり読むことや書くこと、こういったことがだんだんだんだん苦手になっていく、我々大人もそうなんですけども、やっぱり本当にその辺をうまくぜひ活用しながら時代の流れに沿った教育をしっかりやってもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
- ○今井委員長 じゃあ最後、次の項目いきます。 津田委員。
- ○津田委員 これも部局資料の7ページのネットパトロール委託についてです。

先ほど流れの中で、今後IT化が進む中で、こういうタブレットを利用する機会が増えれば、今後さらに増えるであろうというネット犯罪、その例えば誹謗中傷であったりとかそういったものも含めて、このネットパトロールの委託はこれどこに委託されようとされてるのか。

あと、人権擁護担当部局等は教育部の中に設置されているのか。

あと、この学校でのこの情報提供の流れですね、各学校でどのように周知されているのか、その辺をお聞かせください。

- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 本市では、いじめ対応の基本である早期に丁寧に組織的にを徹底し、いじめの積極的認知や早期発見、早期対応に努めています。また、今委員からありましたようにスマートフォンやタブレット、インターネット等の普及に伴うインターネット上のサイトやSNS等への誹謗中傷によるいじめや不用意な書き込み等のトラブルに対応するために、インターネット上における書き込み等の調

査や監視作業を専門的な知識と実績を有する業者へ委託をしております。

この業者からは、教育委員会の宍粟学校サポートチームが毎月1回報告の機会を 受けて、実際にこういった画像がありますよというようなことも含めて報告を受け る機会をつくっております。

また、必要に応じてそういった情報を各学校へ情報提供を行っています。合わせて、年間4回開催されています市内全小中学校の生徒指導担当者が参加する生徒指導担当者会においても、この業者に参加いただいて情報提供をしていただくとともに、その場でネットトラブルへの対応や対処についての研修も実施しています。

各学校においては、情報提供があった場合、まず校内いじめ対策委員会で対応について協議をした後、児童生徒への指導や保護者への報告を行っています。あくまでネットパトロール事業は、ネット上のいじめやトラブルなどから子どもを見守る事業ですが、先ほど人権問題ということもありましたが、人権問題に関わるような投稿等が発見されたような場合には、担当は人権推進課となりますので、そちらのほうに情報提供をしたり連携をした対応をすることとしております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 このネットパトロール、これ委託することによってどの範囲までの、先ほどインターネット上のその範囲が監視できるのかなと思うんですけど、その辺お聞かせいただけますか。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 例えばそういったアプリ、LINEというようなアプリありますが、実際LINEの中身は見れないということは言われていました。だから、LINEなどの場合は各学校で子どもたちがこういう書き込みがあるよというようなことをもちろん学校の先生にも相談をしたり情報提供をしますが、そういったことがあった場合にその対応をどうしたらいいかというようなことで、この業者の方に指導いただいたり、それ以外にはフェイスブックであるとか、それからインスタグラム、そういったところについても可能な範囲でその業者が宍粟、中学生、小学生とかそういったものでヒットするのを全てチェックをするというような作業をしてくださっていますので、もう本当に情報提供をいただく中には、ただ宍粟市の中学生ですよというような情報もあるんですが、そういった情報も含めてそういった中で調査をしていただいて分かった範囲について、全てまずは情報提供いただいて、それがいじめにつながるのかどうか、また各学校にこういった情報があるというこ

とを伝える必要があるのかどうかということもサポートチームで判断した上で情報 提供を行っているという状況です

以上です。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 理解できました。ということは、やっぱり投稿の時点でそのハッシュタグとか例えばその何かが入ってないと見れないということですよね。検索していけないっていうことだったら、なかなか範囲的には絞られてくるんじゃないかなと思ったんで、やはりそうなってくると今後そういういじめ問題とかにつながらないように、ぜひ学校内でのやっぱり保護者からのいろいろ話をうまく吸い上げていく仕組みのほうも同時に進めていかないといけないなと思いましたので、ぜひこの辺もうまく使って進めていただければと思いますので。

○今井委員長 以上で、事前通告の質疑は終わりました。 委員の皆さん、何かありますでしょうか。 神吉委員。

- ○神吉委員 小中一貫校のところで、ネーミングのことなんですが、一宮北学園というふうに先ほどおっしゃられました。これはもう決定でしょうか。それで学園というものは何かそういう小・中が一緒になれば学園というふうに名のるというそういう図式があるのかどうか、そこをお聞かせください。
- ○今井委員長 谷尻副課長。
- ○谷尻学校教育課副課長 そのことについてお答えします。

まずは、併設型の小・中学校ですので、一宮北中学校、一宮北小学校はもう存在をします。まずそれはそこの名前が変わるわけではありませんので、それぞれが存在をしますが、例えば今既にこの一宮北小・中学校では運動会を同時開催するとか、文化祭を一緒にするであるとかそういった行事をされていますが、やはりそういった小中一貫でどちらもが一緒に関わるような行事についてはその愛称を活用していきたいと、一宮北学園大運動会というような方向でその愛称というのはやはり小・中の子どもたちがやはり一つの学校になっていくという上で、法の上では別々の学校ですが、子どもたちが自分たちの学校に愛着を持つという意味でも愛称が必要ではないかということで一宮北学園ということで話合いの結果、決定をしております。以上です。

○今井委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、これで教育部の予算審査を終わります。

どうも御苦労さまでした。

午後は1時から始めますのでよろしくお願いいたします。

午前11時12分休憩

午後 1時00分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、午後の部です。総合病院の部を始めます。

それでは早速ですが、概要について説明をお願いいたします。

隅岡参事。

○隅岡総合病院事務部長 予算委員会の部局審査も4日目となり、連日の審査御苦労 さまです。最終日の午後ということで、お疲れの中ではございますが、総合病院の 予算審査につきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、病院事業の予算等の概要につきまして御説明させていただきます。

公立宍粟総合病院は、昭和50年の開院以来、宍粟市域における基幹病院として、 この地域に必要な医療を提供し、市民の生命と健康を守ってまいりました。近年の 少子化等による人口減少と高齢化が進行する中、医療資源の少ない西播磨北部地域 の特定中核病院として、また本市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関と して、急性期から回復期における診療や退院後の在宅医療まで、市民に安全で安心 な医療を提供することを推進します。また、新型コロナウイルス感染症への対応に つきましては、院内感染防止対策に万全を期するとともに、コロナ患者の入院受入 れにも努めてまいります。

次に、具体の令和3年度の収益的収支における取組につきましては、手術枠の拡 充や救急患者受入れ態勢の充実、地域の医療機関との連携強化などの患者確保に努 めるとともに、新たな施設基準の取得や的確な診療報酬請求など、診療報酬制度に 的確に対応し、診療単価の向上に努め、収益向上を図ってまいります。

一方、費用におきましては、薬価等の値引き交渉強化、ジェネリック医薬品の使 用拡大、物流管理システムを活用した診療材料費の抑制や業務委託の効率化に努め るなど、医療費用の抑制を図ってまいります。これらの取組により、経常利益 1,705万1,000円を確保する当初予算としたところです。

次に、資本的収支につきましては、医療画像情報システムの更新や屋上防水工事

など、必要最低限の修繕工事を実施するとともに、新病院整備につきましては、本 年策定予定の基本計画に引き続き、基本設計に着手することとしております。

市民の皆様が必要とする質の高い安全で安心な医療を継続的に提供することが、 市民の負託に応えることであり、このためには継続的な医療提供に不可欠な安定し た経営基盤の確保が最重要課題と認識し、令和3年度におきましても経常損益の黒 字確保に向け、病院職員が一丸となって取り組み、健全かつ持続可能な病院経営を 行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、総合病院の予算の概要説明とさせていただきます。 それでは、予算審査につきましてよろしくお願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

それでは、通告に従い、質疑に入っていきたいと思います。

まず私のほうですけれども、予算書の15ページのところの貸借対照表ですね。これは令和2年度の部分ですけども、過去の部分からもずっと引き続きになるんですけども、いわゆる今の病院の負債ですね、固定負債と流動負債の企業債の合計が主な負債になるんじゃないかと思うんですけども、その減り方がちょっとここにきて減額していく額が少ないんじゃないかなというのをちょっと危惧するわけです。

ここに書いてますが、平成29年度から平成30年度にかけては、企業債の合計額が1.9億円減ってます。平成30年から令和1年にかけても1.64億円減ってます。しかし、令和1年から令和2年にかけては約その半分の8,200万円ぐらいしか減ってません。次の、推測でしょうが、令和2年から令和3年度にかけても8,800万円というふうに、今までとはちょっと約半額ぐらいしか減ってないですよね。そのあたりで、今現在、令和3年度の企業債の合計が恐らく予測で約21億円になるだろうということで、新病院がもし予定どおり建設された場合、恐らくそれの返済が始まるのが令和13年ぐらい、今からちょうど10年後ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけども、その頃この1億円も年間減ってないようなペースだったら、約10億円ぐらい、もう少し残ってしまうみたいな、単純計算でなってしまうんですけども、ちょっとこのあたり私の認識が間違ってたらまたそれも教えていただいていうところで、ちょっとその辺を危惧するんですが、いかがでしょうか。

松下係長。

○松下総務課財政係長 失礼します。令和2年度の償還が約3億1,500万、新規発行が2億3,300万、令和3年度の償還予定が3億1,800万で、今の病院の新規発行が約1億円を予定しております。残高の減少が少ないのは令和2年度に電子カルテの整

備に約1億7,000万を要したことによるものです。

今後の見込みとしては、年間約3億円の償還を行っていきまして、多少の修繕や 医療機器の購入はあるものの、残高は年々減少していきます。おっしゃられました 令和13年度末の未償還残高は約7,000万円となります。ですので、新病院の起債償 還の大部分が令和13年頃に始まりますので、危惧するようなことはありません。

○今井委員長 なるほど。分かりました。

本当にそのとおりにいってもらえるんだったらいいかなと思います。前に話をお伺いしたときには、大体毎年約3億ずつ返していくみたいなそういうふうな話だったと思うんですけども、ちょっとここを現実を見たら、いや全然違うじゃないかというふうにここ二、三年そういうふうに推移してますんでね、ちょっとそれが非常に心配になるわけですけども、今言われてました結局、今の建物の償還は当然そういうふうには返していくでしょうけども、やはり当座するもんでやっぱりこれだけ要ったんやとかっていうような途中での買わなければいけないものとか、そういうふうなのがいろいろ出てきて、結局やっぱりそれだけ返せなかったみたいなそういうふうな形にはやっぱりなることはないですか。

松下係長。

- ○松下総務課財政係長 そうですね、今の病院で来年度、防水工事を行いまして、それ以降は大きな工事等は行わない予定であります。医療機器についても必要最低限のものを購入しまして、新病院に持っていけるようなものは持っていく予定ですので、令和13年に起債の残高がまた増えるようなことは今のところありません。
- ○今井委員長 隅岡参事、そのあたり確約できますでしょうか。よろしくお願いします。
- ○隅岡総合病院事務部長 先ほど担当が説明しましたように、現状の病院への投資という部分につきましては、当然今やってる部分っていうのは現状病院で運営に必要なものということで、先ほど言いました修繕、それから医療機器の購入、この2本立てで進めてまいります。

ただ、医療機器につきましては、基本的に1年据置き4年償還ということで5年でもう償還されます。その部分につきましては、ある一定部分、新病院への引っ越し等も含めまして、持っていく前提で購入は順次進めていく、その分の償還といいますか起債の残は残ってまいります。

それから、新病院整備に係る部分が令和3年度からもう大きく起債の発行をして、 今後増えていくという形になりまして、今後は起債の残イコール新病院絡みという ことで、残高ベースでは令和8年、令和9年が最大になってくるというふうには見 込んでおります。

そういった中で、古い病院、令和8年から使わなくなる病院への起債、そこに係る起債という部分につきましては、先ほど担当が申しましたように1億円を切る状況の中でそれを繰上げで一括弁済するのか、それともその後のその建物再利用の動向等を見据えながらどうしていくのかというのは、その時点での判断になろうかと思うんですけども、基本的に大きなその残債を抱えて引っ越しする、そういうふうな形にはならないというふうには見込んでおります。

○今井委員長 分かりました。

それでは、次の項目にいきます。

浅田委員。

○浅田委員 お願いします。そこに主要施策の23ページって書いてますけども、具体 的なところは頂いております部局資料が中心です。

いわゆるお聞きしたいのは、基本構想ができて今基本計画を策定中であると。基本計画ができた後は今度は基本設計に入っていくということで、令和3年度に基本設計に入る予算を計上しなければならないと。その計上する予算額が幾らということの積算根拠ということで、今回お示しをいただいていると思うんですけども、言うたら得てして事業費とかいろんなもんが独り歩きするということもありますので、そういう積算根拠、令和3年度の基本設計等々の予算を置いたその積算根拠について、説明をまず、いただきたいと思います。

- ○今井委員長 船曳次長。
- ○船曳総合病院次長 事業費の積算についてですが、新病院の規模や機能、これにつきましては、現在策定中の基本計画の中で決定していくこととしております。予算段階では、概算整備事業費を算定することができないため、予算の積算に当たっては予算委員会資料として提出しております新病院建設費用等の積算資料のとおり、積算をしておるところです。

具体的には、自治体病院の発注実績から1病床数当たりの平均延べ床面積86.1平 方メートルをベースに、病床数については基本計画の中で決定することとしており ますので、仮置きの病床数として現在の199床、それから国土交通省が行っており ます建築着工統計、これによります2019年度の公立病院の工事費予定単価38.7万円、 これらを仮の数値として積算をしておるところでございます。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 そういうことであろうということでお尋ねをしましたので、ではあとは 入札ということになろうかと思いますので、その点でプロポーザルになるのか金額 も大きな設計、あるいは引き続きの実施設計というふうなことにも関わってくるだ ろうと思いますので、その辺十分配慮していただいて事業実施に移っていただきた いなと思います。

私は以上です。

○今井委員長 それでは、関連のところで、まずは私のほうからですけれども、取りあえずこの基本設計で1億3,000万が出てます。基本設計費として1億1,000万ということですが、あるいは医療コンサルタントということで2,000万ということなんですけれども、もう本当にこの基本設計が、言うたら新病院のもう本当キーになるところでなってくると思うんですけども、このあたりの選定ですね、選定のこれに全てかかってくるんじゃないかなという気はするんですが、この選定に対してのちょっと思いと言いますか、どのようにして、やはりほかの病院の事例とかそういうこともいろいろ調べていく中で、実績のある設計士とかそういうようなことも当然調べられているんじゃないかなとは思うんですけども、そのあたりの設計に向けた話せる範囲で結構なので、今までの取組とか思いについてちょっと教えていただきたいなと思います。

船曳次長。

○船曳総合病院次長 具体的な発注方法等につきましては、市の入札参加者審査会、 工法調整会議等の中で検討していくこととなります。選定に当たっての指定につき ましても、その過程の中でポイントを決めていくことになります。

また、病院の整備につきましては、規模が同じであっても病院によって特色があります。いろんな設計会社が関与しておりますので、そういった部分については、今後発注に当たって公募のプロポーザルになるのか入札になるのかは今後の話にはなりますが、そういった点についても病院にとって効果が出るようなやり方を検討していくことと考えております。

○今井委員長 ということは、今の段階ではまだそこまで具体的な話はまだまだ決まってないということですね。

船曳次長。

- ○船曳総合病院次長 今委員長おっしゃったように、具体的な方法は決めておりません。多数のいろんな方法がありますので、今後決定していくこととしております。
- ○今井委員長はい、分かりました。じゃあ私のほうからはそれだけです。

津田委員。

- ○津田委員 私も同じところです。基本設計を進めていく上で、この新病院のその対象人口といいますか、どの程度で対象人口を見ているのか。それと、あと医療圏のエリア、市民病院のこちらにも書いてますけども西播磨北部地域、ここの医療圏のエリアですよね、どのあたりまで見てるのか。その辺お聞かせいただけますか。
- ○今井委員長 船曳次長。
- ○船曳総合病院次長 御質問については、民間で言うと商圏みたいなニュアンスだと は思うんですけども、新病院の規模や機能につきましては、これまでも言ってます ように基本計画の中で決定しておくこととしております。

ただ、医療圏のエリアやその対象人口につきましては、播磨、姫路圏域北部の拠点病院、この位置づけからしましても現在と同じく宍粟市だけではなく、姫路市北部地域やたつの市、佐用町などの近隣市町も含めたエリアを想定しているところでございます。

- ○今井委員長 同じく、飯田委員お願いします。
- ○飯田委員 同じところなんですけれども、この基本、新病院のこの積算が出ておるわけなんですけれども、基本構想のところで新病院の規模とか機能、将来推計人口や推計患者数とか、患者の動向、地域の役割等を考慮した中での議論を深めていって基本構想の中で明確化していくということがうたわれとったわけなんですけれども、ここへきてもう既にこういう形の積算資料が出てきているということ、先ほど浅田委員のほうから数字だけが独り歩きしたらいかんということも言われてたんですけれども、実際こうなると、もうこれが基本的に見られてしまうという部分があろうかと思うんですけれども、あくまでもこれは仮という形のもんなのか。そこんところはどうなんでしょう。
- ○今井委員長 船曳次長。
- ○船曳総合病院次長 あくまで予算ということで、現在は仮の積算ということで計上 しております。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 ということは、この資料の中に仮という言葉が一切ないんで、そこをお聞きしたかったんですけども、あと言うことはこの今からのこの基本構想というところをきちっと進めていく中で、基本設計ができてくるというふうに考えさせていただきます。

先ほどから言いますように、将来を見据えたものになるということで、やっぱり

その辺のところを慎重に積算根拠ができるように設計のほうを考えていっていただきたいというふうに思いますので、取りあえずその辺のところ、仮ということをお聞きしましたので、ここでこの質疑は終えたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ○今井委員長 それでは、続きまして次の項目です。病院事業ということで。 榧橋委員。
- ○榧橋委員 それでは、91ページのほうからお願いをいたします。 訪問指導強化ということで、訪問診療の実施とありますけれども、具体的な体制 はどうなってるのかお教えください。
- ○今井委員長 秋久課長。
- ○秋久医事課長 失礼します。当院の訪問診療は主治医制となっております。基本的には主治医が一人で患者様宅を訪問し、診療を行っております。その際には、当院の看護師の同行はありません。患者様の状態にもよりますので、対象になる患者さんの変動はあるんですが、令和3年3月現在の対象患者数は11名となっております。11名の内訳としましては、内科医師2名で9名の患者様を診られております。また、泌尿器科医師2名でそれぞれ1名ずつの2名の患者様に対して訪問診療を行っております。

以上です。

- ○今井委員長 榧橋委員。
- ○榧橋委員 普通ですと、医師だけで訪問されるっていうことはあまりないように、 看護師が同行されると思うんですけれども、その辺についてもう一度御説明くださ い。
- ○今井委員長 秋久課長。
- ○秋久医事課長 在宅に戻られてからの診療ということになりますので、在宅に戻られてから、いわゆる訪問看護師がつかれている看護師さんにつきましては、その処置なり通常の看護が必要な方については当然看護師さんがついていらっしゃいますので、その方に同行をお願いする場合はございます。ただ、一番ずっと診ていただいている看護師さんが訪問看護師ということでありますので、そちらのほうに同行をお願いしているところであります。

以上です。

- ○今井委員長 それでは、次同じところで、山下委員。
- ○山下委員 同じところ91ページの病院事業について質疑させていただきます。

事業内容が多岐にわたっておりますが、専門職の方々への負担が過大になっては おりませんか、質疑いたします。

- ○今井委員長 大砂次長。
- ○大砂総合病院次長兼総務課長 事業内容につきましては、7項目記載をしております。6項目めまでの事業につきましては、令和元年度から開始、または拡充を行ってきた事業であります。また、7項目めの新型コロナウイルスの感染症患者等の受入れ態勢につきましては、令和2年度より県の要請によりまして実施してきた事業であります。新型感染症の対応で職員には負担にはなっておりますが、全職員協力しながら、引き続き地域の中核病院としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇今井委員長 山下委員。
- ○山下委員 確かに、これまでの事業内容にプラスされて、令和2年度から県の要請により、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ態勢、これの確保もしていただいて、その上、その地域包括ケアシステムの中核を担う病院としての働きも同じようにしていただいてて、非常に大変な中だと思うのですが、何とか頑張っていきたいというような御回答だったんですが、こんなことをもっと要求していければみたいなことがあれば教えてください。
- ○今井委員長 隅岡参事。
- ○隅岡総合病院事務部長 今後といいますか、令和3年度以降の体制という中において、まず1点、令和2年度新型コロナがこの地域でも相当発生してっていうことで相当大変な状況になりました。この時期で言いますと、おおむね落ち着いている状況ですが、今後それがこの昨年秋の状況、もしくはそれよりひどくなったような状況の場合に、まずもって今、今年度頑張ってきた体制でそれでもつのかどうか、対応できるのかどうか。そういう不安点などもあります。

いわゆる都市部で相当困難を極めたような状況になったときに、この地域でこの 病院が対応できるのか、そういう不安を抱えつつ、病院として対応できること、検 討できることについてはそれを相応のことをやっていきたいなと思うんですけども、 我々の手で負えない、対応できない、そういうような状況になった場合、行政も含 めた地域でいろいろと応援していただきたいな、そういうふうな思いは持っており ます。

○今井委員長 そしたら、以上で事前通告の質問は終わりました。

委員の皆さん、ほかに何かありましたら。よろしいですか、よろしいですね。

(「なし」の声あり)

それでは、総合病院の予算審査をこれで終わります。

どうも御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 1時26分休憩

午後 1時30分再開

○今井委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、会計課の予算審査を行います。

それでは、会計課のほうで概要について説明してください。

太中管理者。

○太中会計管理者 連日の審査、大変御苦労さまでございます。

令和3年度会計課所管の当初予算の概要につきまして、御説明いたします。

まず、歳入の主なものとしまして、一般会計予算書26から29ページ及び予算委員 会資料について御説明いたします。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金につきまして、予算額4,151万3,000円 を計上しております。内訳としまして、基金利子が4,087万5,000円、財務課等で所 管する株式等配当金が63万8,000円となっております。

前年度当初予算額との比較では、281万1,000円の減額となります。この主な要因 は、低金利の状況が続いている中、金利が下がっていることに加え、基金条例の廃 止に伴い、都市計画事業基金の取崩しを行い、基金残高が減少したことが主な要因 となっております。

次に、諸収入の市預金利子につきましては、当座預金に余裕のあるときに短期大 口定期預金へ運用する際の利息として、2万円を計上しております。前年度当初予 算額と比較し、1万円の減額となりますのは、金融機関の預金利率の低下に伴い、 利息が減額になっているなど、令和2年度実績を勘案したためです。

次に、歳出につきましては、予算書42から43ページでございます。

会計管理費の当初予算額は870万2,000円で、主な支出につきましては、役務費の 公金取扱い手数料を230万9,000円計上しております。

次に、委託料の機器改修業務委託料を13万2,000円計上しております。これにつ きましては、新500円硬貨の発行に伴い、現在窓口で使用しております入出金機を 改修する費用でございます。

次に、使用料及び賃借料で、ファームバンキングサービス使用料として25万8,000円を計上しております。これにつきましては、令和3年度から西兵庫信用金庫、みなと銀行、三井住友銀行、淡陽信用組合、兵庫西農協、ハリマ農協、ゆうちょ銀行とそれぞれインターネットによりデータを転送する口座振替業務を開始いたします。その際に発生するファームバンキングサービス使用料でございます。

そのほかの支出につきましては、会計管理業務に必要な最小限の経費を計上しておりますが、前年度当初予算額と比較し、22万1,000円の増額となっております。

以上をもちまして、会計課所管の令和3年度当初予算の概要説明とさせていただ きます。よろしくお願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

それでは、事前通告に従い、質疑を行いたいと思います。

では、飯田委員。

- ○飯田委員 御苦労さんです。単純な質疑で申し訳ないんですけども、この先ほど 500円硬貨云々の説明のありました出金機改造業務の委託料とか、それから紙幣硬 貨入出金機の保守委託料、この分についてです。ちょっと細かな説明をお願いした いと。
- ○今井委員長 原課長。
- ○原会計課長 失礼します。先ほど御質問がありました2点について、御回答のほう を差し上げます。

まず、1点目の500円硬貨の改造に当たる出金機改造業務委託料についてですが、こちら先ほど管理者の説明のほうでも冒頭でちょっと触れさせていただきましたが、新500円硬貨の発行に伴い、現在使用している紙幣硬貨入出金機の一部改修する必要がございます。今回新しく入出金機を買い換えることも検討はしましたが、購入するとなると高額な費用がかかるため、コスト面等を考慮し、最小限の費用で対応する方法を選択しました。現段階で、大きな故障もなく使用できているので、今回は一部改造することで500円硬貨の新しい硬貨に対応することで、予算を要求しました。

改修の内容といたしましては、部品の交換等ではなく、仕様に合ったプログラム の改修ということで予算要求しております。

続きまして、2点目の紙幣硬貨入出金機保守委託料についてですが、窓口で現在 公金を収納する際に入出金機を使用しております。その入出金機の故障等を未然に 防ぐため、円滑な入出金業務を遂行するためにも専門業者に委託し、定期的に保守 点検を行っております。

保守委託業務内容といたしましては、年間4回、こちらにつきましては、4月、 7月、10月、1月の定期点検作業と突発的に障害等が発生したときの訪問による修 復作業などが該当します。この際の部品交換については、業者もちとなっておりま す。

以上です。

- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 すみません、その辺の知識がないもんで、もう一回お聞きするんですけ ど、これは要は会計課の事務所内にある機械ということでいいんですね。
- ○今井委員長 原課長。
- ○原会計課長 おっしゃるとおりです。窓口に入出金機、レジを置いておりますので、 そちらの機械のことになっております。
- ○今井委員長 以上が事前通告の質疑になります。

委員の皆さん、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、これで会計課の予算審査を終わります。

どうも御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 1時37分休憩

午後 1時40分再開

○今井委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、最後になりますが、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務 局・固定資産評価審査委員会事務局の審査を行います。

それでは、議会事務局の説明をお願いいたします。

小谷局長。

○小谷議会事務局長 11日から4日間にわたりまして審査お疲れさまでございます。 最後になりますけれども、議会事務局等に関します審査につきましてよろしくお願 いをいたします。中身につきましては、よく御存じかと思いますので、概略のみと いうことで説明をさせていただきます。

令和3年度の予算なんですが、議会費に係ります総額につきましては1億5,709

万9,000円、前年度から比べまして610万8,000円、率にしまして3.74%の減ということになっております。全体の構成比で見ますと0.67%という具合になってございます。全体的になんですけれども、一般財源の枠配分方式いうことになりまして、議会費につきましてもそう例外はないというところでございます。全体的に額を見直すということから始めていきますと、最終的には委託料ですとかそういったとこで、AIの音声認識、そういったものを本格的に導入ということになりまして、議事録の作成につきまして局員の業務自体はちょっとあるんですけれども、委託料につきましては削減の方向ということでできております。

皆さん御存じかと思いますが、政務活動費とかそういったところにつきましては、ここ数年、令和2年度につきましてはコロナ禍ということございまして、いけなかったというところございますけれども、執行額が大変低いということになっております。ただ、予算額につきましては、そのまま例年どおり上げておりますので、令和3年度になりますと今回は選挙の年ということにもなっております。また特に議論が必要になってくる、またそれが重要になるというふうに事務局のほうでは考えております。

また、ペーパレス化ということで動きもありますので、議会のICT化いうこと での議会改革という部分にさらに進んでいけるのかなということも期待しておりま す。

あと、監査それから公平委員会、固定資産評価委員会とありますけれども、その中で監査につきましては、去年から始めております外部監査というものにつきまして、引き続き行いたいと思います。内部だけでは分からない技術的なとことかそういったものにつきまして、アドバイス等をいただけるというので有効なのかなというふうには考えております。

あと、公平委員会につきましては、令和3年度につきまして、西播磨の公平委員会協議会の今度会長になるいうことになっております。西播磨の会長になりますと、県の理事ということにもなりますので、若干旅費等の予算を増額ということにさせていただいております。

以上、簡単なんですけれども、令和3年度また円滑な議会運営ということに向けまして、事務局体制充実または強化ということで努力したいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○今井委員長 説明は終わりました。

それでは、事前通告に従い、質疑をお願いいたします。 津田委員。

○津田委員 それでは、通告に従い、質疑させていただきます。

まず、1点目に議会広報広聴事業、こちらのほうですけれども非常に重要な事業 だと思いますけど、この減額理由を御説明願いたいと思います。

- ○今井委員長 小谷局長。
- ○小谷議会事務局長 私のほうからお答えをしたいと思います。

広報広聴事業、非常に重要な事業というのは重々分かっております。この減額についてなんですけれども、広報広聴常任委員会の中でも決定がありましたけれども、少ないページでもカラーでいきましょうということで、令和2年度はそのように執行いたしております。議会のモニターの方からもおおむね好印象の御意見をいただいたりしております。

令和3年度につきましても、基準はカラーで12ページっていうもので、前年よりページ数を減らしたところで予算化をしたために減額というような形になっております。それ以外の部分につきましては、例年どおりといいますか、減額するところはございません。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 ということは、この内容的にはこのページ数を減らしてカラーにしたという部分の減額分だけということでよろしかったですね。
- ○今井委員長 小谷局長。
- ○小谷議会事務局長 そのとおりでございます。

あとは、減らすだけではなくて、また繰り返しになりますが選挙の年でもございますので、臨時号というものも出していかなくてはいけないというとこで、その部分の予算はちゃんと計上しております。

以上です。

- ○今井委員長 続きまして同じ、津田委員。
- ○津田委員 続きまして、AI活用による会議記録調製についてですね。このAIの 導入によって、先ほど冒頭にも御説明ありましたけども、例えばどの程度業務量が 向上しているのか、その辺お聞かせいただけますか。
- ○今井委員長 小谷局長。
- ○小谷議会事務局長 A I 活用による会議記録の調製のお話でございます。

今まで委託に出しておりました会議録の作成なんですけれども、この部分、常任委員会は前から出しておりません。それにつきましては、事務局員がこつこつ聞きもって作っていたというところなんですけれども、あと付託案件ですとか、そういうところの常任委員会もございます。これにつきましては一部出しておりましたけれども、これにつきましてはAIでつくるようにしました。総計でいきますと僅かですけども37万、額にしますとそういうことになります。

あと、先ほども申し上げたとこもあるんですが、事務局員の手間というところで申しますと、若干の業務増加ということにはなります。ただ、今まで議事録の完成まで2か月程度かかっていたものなんですけれども、AIを使いますと粗原稿の状態ですと早ければその日のうち、完成まで2週間程度で作成できるということになりますので、時間的には圧倒的に早くなりました。時間的な猶予があるというところであります。その速さを生かしたことによって、各委員長報告ですとか一般質問、これは議会だよりですとか、そういったものに使う原稿なんですけれども、そういったもの、それからそういう報告作成に粗原稿として議員の皆さんにいち早く提供することが可能というふうになっております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 AIの活用ということですから、今後例えばこのAIが音声認識なんかをさらに進めていけば、さらなる業務のスピードアップは図れるということ、最終的にはどのあたりまで見込んで進められてるんですかね。
- ○今井委員長 小谷局長。
- ○小谷議会事務局長 今のお話なんですけども、ただし、その誤変換も全然ないというわけではないんですね。まだまだ多い状況であります。事務局の職員がその場合は音源をまた同じように聞きながら、従来どおりこつこつと校正の作業をさせていただいております。

発言される側でも、ルールを守っていただきながら例えばマイクの位置、それから略語ですね、略語を使わんと話していただく。それから方言をできるだけというか、ほぼ使わないと。はっきりとした声でしゃべっていただくということを意識して発言をいただけますと、さらに効率は上がると。これがずっとなりますと最終的に例えば議会、一般質問されてる間にモニターで横からそれが上がってくるというようなところまでいけると耳の御不自由な方ですとか、そういう方にもすぐ見ていただけるようなことにならへんかなと。できればそこまで、今後4年間ぐらいで進

めたらいいなと考えます。

以上です。

○今井委員長 以上で、事前通告の質疑は終わります。

委員の皆さん、ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、これで審査を終わります。

職員の皆さん、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後 1時50分休憩

午後 2時00分再開

○今井委員長 それでは、予算委員会を再開いたします。

委員の皆さん、4日間どうも御苦労さまでした。

それでは、最後になりますが、正式な採決につきましては3月22日月曜日の全体会で行いますが、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたいと思います。

それでは、まず、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算についてを議題と します。

自由討議ありますか。

津田委員。

- ○津田委員 私今回見ながら、産業部のほうで移住施策なんかが新しい案がなかなか出てきてないと。その中で今地方が、やっぱり勝負かけないといけないときに、本来だったら移住者をもっともっと増やすような仕組みづくり、そういったのを進めないといけない中で、この観光駐車場の整備っていうのがいかがかなという思いがあるんですけど、皆さんどういうお考えなのかなと思いまして。将来的に2億の予算をかけて、今これするべきじゃないのかなと思ったりもしたんですけども、皆さんどんなお考えかなと思いまして。
- ○今井委員長 飯田委員。
- ○飯田委員 私も津田委員と同様の思いを持っております。今回、はなから質疑の中でも申しましたとおり、予算計上がすごく多い、産業部の商工観光の部分でですね。 その中で、先ほど津田委員からありました観光駐車場にしろ、指定管理この部分での計上、それから個別で言いましたら戸倉スキー場の関係、ともかく将来を見越してという部分について、あまりにも甘い考え方があるというふうに私は思います。

今こういう時期に、そこへそれだけの投資が本当に適切なのかという部分について は疑問を持っています。

- ○今井委員長 山下委員。
- 〇山下委員 私も先ほどお二人の委員が言われたところにも、やはり疑問を持っております。というのが今、新型コロナウイルス感染症対策、これをやはり一番に優先してそこにお金を使うべきであると思います。観光駐車場の整備事業、これを今年度予算9,300万円、あと令和2年度から令和4年度までに2億円、これだけを使うのならば、もっと今特に私はやはりこれからワクチン接種等も始まりますし、新型コロナウイルス感染症対策のための部署の立ち上げ、これらにお金を使うべきであるというふうに考えております。

それと、あとやはりその公立幼稚園、公立保育所の耐震工事、これらが行われていないところが残されております。子どもの保育や幼児教育は、財政改革に含めてはならない、これは私の信念として思っておりますので、ここのところはどうも理解ができません。主な点はそのようなところであります。

○今井委員長 分かりました。自由討議なんで、私は賛成ですとか反対ですとかっていう立場は、また後の討論のときにはっきりしてもらえればいいかとは思うんですけども、取りあえず自由な意見交換というところでお願いしたいと思います。

榧橋委員。

○榧橋委員 宍粟市に必要なことは、人口減少なので、どうやって人口を増やしていくのかっていうのが一番の課題かなって思っております。それをやっぱり移住定住のやっぱり施策が一番根本じゃないといけないと思ってるんですね。ですから、本当に宍粟市、関係人口のこともおっしゃってましたけども、本当に宍粟市っていっぱいいところがあって、自然豊かで本当にいいものいっぱいあるんですけども、それを本当にどうやって発掘していく、どうやって広めていくのかっていうのをもうちょっと研究をするところもあるかなって思ったりもします。

駐車場の件なんですけれども、今はどこに行っても観光に行って駐車するところがないっていったら一番駄目じゃないですか。今年も結構紅葉がきれいだっていうことでたくさん山崎に来ていただいて、それで山崎から一宮、波賀にっていう流れができてよかったなって思ってるんです。かなりのお金は必要といたしますけれども、やっぱり駐車場が本当にちゃんと管理ができてるっていうことがやっぱり呼び込むためには必要じゃないかなって思ってます。けどコロナも大変、いつ終息するか分からないことになってますので、しっかりそこにはお金を注ぎ込みながら皆さ

んの生活を守っていかなくてはいけないんですけれども、それと並行しながら、国から頂く交付税もあることですので、そっちのほうでしっかりとコロナのほうは対策練っていただいて、また駐車場の完備も本当にやっぱりちゃんとしたものをつくっていくっていうのは、やっぱりまちにとって必要性があるものかなって思ったりもいたします。

以上です。

- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 私は観光駐車場のことに限って申しますと、これまで山崎地区でのイベントの際などには臨時駐車場として使用されていたあの場所が観光駐車場として整備され、これから利用していただくということは大変有意義で必要なことだと思います。先ほどの榧橋委員のおっしゃられたように、観光に訪れたところできちんと整備された駐車場がある、これは基本必要なことだと思いますので、それがない状況のもみじ山であったり藤まつりであったり、なおかつ酒蔵通りというような今注目を浴びているところに対しての駐車場の整備は必要だと思っているんですが、あと何が足らないのかっていうのを考えますと、北部の開発であるとか、それと南部でのイベントごとであるとかっていうもののコンセンサスのような同調が取れていないところが問題なのではないかと思います。

北部のことを南部の方が知らない、南部のことを北部の方が知らない、それぞれがお互いを知り合って、宍粟市の観光行政を進めていく、この体制が今まだ手薄なところに問題があるというふうに感じます。ですので、その一部一部を取り立てて考えるのではなくて、宍粟市全体の観光行政のことを考える。こういうところが必要なんだと思ってます。

- ○今井委員長 浅田委員。
- ○浅田委員 今宍粟市の抱えておる人口減対策、あるいは活性化対策ということで、いろんな各施策を打っています。その中で一つの今駐車場の話が出ておりますけども、このことについては、やはり多くの市外等も含めて来場していただく、いわゆる交流人口ですね、そういう方々への対応、あるいはまた防災センターであるとか文化会館、そういうイベント等での市民の利用、こういうことについて以前からの懸念ということがようやくスタートした。これは非常にまちづくりにとって大きなインパクトでありますので、このことは私は大いに進めていかなければならないということと、それから、あと就学前あるいは義務教育、こういうことについては、非常に大きな少子化の中で、いかにして子どもたちの教育を守っていくのか、確保

していくのか。それから、就学前の子どもたちの健やかな成長をいかに確保していくのかという議論の中で、幼保一元化であったり学校規模適正化ということを今まで進めておりますので、そのことをやはり念頭に置かなくてはならない、我々はそれを一番に考えていかなければならないのではないかなというふうなこと私は思っております。

以上です。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 皆さん意見あると思うんですけど、私自身この駐車場をね、今臨時駐車場として砂利で今ありますけども、これアスファルトにしてきれいに整備する、今これをするちょっと理由があまり見当たらないかなと。そこまで急いで、でまた観光バスの話なんかも出てましたけども、例えば商店街の動線を考えるんであれば、もっと今の神姫バスのターミナルぐらいからずっと歩いてもらうような動線考えないと、もみじ山を例えば酒蔵通りなんかを観光、そこだけであればねそこに向かって当然歩かれると思うんですよ人は。そうなってくると、商店街側のほうに人が流れてこないんじゃないかなという懸念もあったりとか、そういったことも含めて本来今やるんであればもうちょっとそのコワーキングスペースであったりそういう商店街の中の活性化の部分に注力しないといけないんじゃないかなという思いはあるんですけども。
- ○今井委員長 神吉委員。
- ○神吉委員 イベントの内容を御存じのない方々が、そのイベントの内容にお口を挟まれるのはいかがなものかと思うんですが、動線はきちんとつくられております。それで駐車場の問題もそんなに今年始まったわけではありません。以前から地域、商業、観光業、皆さんが駐車場が欲しいというふうに願っておられた場所に願ったものができるというその流れが、やっと数年かかってかなっている事業でもありますので、この流れを御覧になったことはあるかもしれませんが、中身を御存じないのであればもう少し見ていただきたい、御存じいただきたいというふうに感じるんですが、動線もきちんとできており、皆がその内容を理解してあの場所でつくっていこうと。目的としては観光だけではなく、ほかの駐車場としての活躍もできるはずです。文化会館の今は臨時駐車場ともなりますし、山崎小学校の臨時駐車場、それから防災センターの駐車場、そういう形で活用されているあの場所が整備されるということは有効なことだと思います。
- ○今井委員長 飯田委員。

- ○飯田委員 今観光駐車場中心のお話が出ておるんですけども、全体的に、今回の施政方針の中で、やはり宍粟市は今宍粟市にある資源というもので森林から創まる、このところを中心に進めていくというようなお言葉があったと思うんですけれども、今回のその予算の中で本当に宍粟の森林を中心とした施策が新しく何かが出てきたかっていうたら、なかなかそこはなかったような感じがするんですよ。新しく6次産業化とかいうような話もございましたけれども、それに対して具体に何をやろうかというような、それに対する研究するための何とかというような予算も見当たりませんし、やはりその辺のところをね、もっともっと具体なところが欲しかったなというふうに今回予算全般見て感じます。
- ○今井委員長 ほか、意見ありますか。

この観光駐車場の部分に対しての今意見だと思うんですけども、そこに対してもう一度担当職員から説明を聞こうとかそういう部分はもうよろしいですか。

浅田委員。

○浅田委員 もう既に審査は済んでおりますので、今は各それぞれの議案に対する各 予算委員会委員の自由討議というか自由な意見の場ですので、いわゆる第22号議案 については、一般会計という大きな基本的な予算ですので、一つの事業を捉えて 云々という話ではなしに、いかにこの宍粟市の活性化を、行政を進めていくかとい う基本の予算ですので、我々はそういう観点の中で議論を、審査をしていかなけれ ばならないし、それで判断をすると。

それぞれの個々の委員はそれぞれ意見があろうかと思いますので、それはそれで 尊重をしていかなければならないんですけども、最終的にどう予算委員会委員とし てこの一般会計の予算をどう判断していくかということで考えていけばいいんでは ないでしょうか。

以上です。

○今井委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

分かりました。それでは、討論に移ります。

ただいまから討論ということで、賛成・反対の立場を明確にして、意見を述べて いただきたいなと思います。お願いします。

津田委員。

○津田委員 それでは、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども言いましたけども、今宍粟市が抱えている人口減少問題、これ移住、人

口増やす政策として、やはり移住であったり転出を抑制させる、あと出生率を上げる、本当に今この人口減少に私一番注力しないといけないときに、今地方、特に移住に向けては密である都市部から疎である地方に目が向けられてます。その中で、今この観光駐車場の整備ですね、それよりも先に本来であれば移住者へ向けたコワーキングスペースであったりとか、そういったところに本来であればね予算を投じてもらって、やはり進めてもらいたいなという思いがあり、私自身ここの部分に関しては減額の修正案を出したいなという思いで反対の立場で討論させていただきます。

○今井委員長 飯田委員。

今反対の立場の討論がありましたので、賛成の立場の方の討論が。賛成の方の討論ありましたら。

神吉委員。

○神吉委員 令和3年度の予算に対して賛成の立場で討論いたします。

宍粟市は森林から創まる地域創生をテーマに掲げ、住む、働く、生み育てる、まちの魅力という方針で、この令和3年度の事業を展開されていこうとされております。その中に駐車場のことも入っておりますが、定住の促進を進めていかないなどというような内容ではございませんでしたし、今回の事業部の審査を見ましても、全ての部局がその方向に向かって事業を展開していくというものが見てとれましたので、私は予算案に対して賛成させていただきます。

- ○今井委員長 続いて、反対の立場の方。飯田委員。
- ○飯田委員 私はまず反対の立場ということで討論させていただきますけども、先ほど津田議員からあった件も確かにそういう思いはあります。また、先ほど申しましたように、森林から創まるという大きなテーマがあるにもかかわらず、従来ここを8年間言われてきたことがそのまま続いておる、じゃあどこが変わったのかということはなかなか明確に見えてこない。その部分について、失望しておるという部分もございます。

それから、商業関係、工業関係におきましても企業の存続をかけたような予算もありますけれども、じゃあその波及効果をどのように検証しておるかといいましたら、企業が提出した効果を予測したものでしかないと。実証したものはないと。まだ実証もしていないということなんで、もうはや5年以上たちますので、逐次こう検証しながら進めていくということがまだできていないという状況でございます。

確かに固定資産税等々が償却資産等々が5年たったら入ってくるというようなこともあるんでしょうけれども、本当の意味での波及効果というものはまだ表に出していないというそういうところもございますし、何せこうきちっと検証して物事が進められておるという感覚がちょっとつかめないという部分がありまして、この予算の使い方がどうなのかな、その辺を懸念してます。

それから、指定管理料につきましても、根拠的に説明はございましたけれども、納得できる説明ではなかったというふうに私は思ってます。実際、やってる方は一生懸命やってるんだというふうな説明でございますけれども、なかなかそれが審査する立場からは見えてこない。私を納得させるだけの説明はいただけなかったというふうに思っていますので、やはりちょっと賛成しかねます。

- ○今井委員長 どうですか、賛成の立場の意見ありますか。 浅田委員。
- ○浅田委員 私は賛成の立場で討論をいたします。

自由討議の中でも言いましたように、一般会計これは福祉も含めて市民の生活全般を支える予算でございます。今まで反対の立場の討論をお聞きしておりますと、一つの項目についていろいろと御意見はそれぞれの考え方はそれで尊重はいたしますけども、やはりこれだけ大きな人口減少という大きな課題の中で、これまでいろんな施策を取り組んでいる。それが1年、2年で成し遂げられるものではない、これはもう過去からずっと積み上げてきている。

今回は新たな令和3年度においては、北部の活性化も一つの起爆剤としようという新たな取組も入っております。それから森林から創まるということで、この間施策を打ってきた中で、継続していかなければならないものは継続して、それを積み上げていく。その取組がひいては宍粟市の活性化、当然自然増減というのは非常にこれは難しい話です。我々人間がどうのこうのということでできるものではございませんけども、それをいかに減少を止めていくのか。

また市外からいろんな施策を打つ中で、市外からお越しいただくと、そういう交流人口を増やして宍粟市の活性化を図ろうという施策がいろんなここに議会費から それから総務費、いろんな費目がございますけども、全体的な中での予算執行をする中で宍粟市をつくっていこうとしてるものですから、私はこの令和3年度当初予算にはこれによって執行していくべきだということで賛成の討論といたします。

以上です。

○今井委員長 じゃあ反対の立場で。

山下委員。

○山下委員 私は、この宍粟市一般会計予算に対して、反対の立場から討論をさせて いただきたいと思います。

やはり、この一般会計予算に対して一番大切なことは、高齢者から本当に子ども、乳幼児、この方たちまでが豊かに安心して過ごせる宍粟市をということを一番に考えております。そのことから考えましても、やはりずっと言い続けておりますこと、公立幼稚園、公立保育所の耐震工事や建て替えの予算計上がされてない。子どもの保育や幼児教育すら行財政改革の中に含めている。このことに大きな問題点を感じます。

それから、やはり令和2年度から非常に大変になっております新型コロナウイルス感染症対策、これはまだ宍粟市でも一時、昨年11月から非常に大変な中、非常に皆さんに頑張っていただいて落ち着いてはおりますが、しかし、全国的にみて決して安心できるような状態ではありません。ですから、私はこれを重点的に予算を置く、そして、できれば後で実行できる施策については後で考えていく。そのようにして市民の命や生活を守っていく、そのためのしっかりした一般会計の予算であってほしいと願うので反対いたします。

○今井委員長 よろしいですか。

暫時休憩します。

午後 2時25分休憩

午後 2時26分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど修正意見の話がありましたので、そちらのほうを審議したいと思います。 それではお願いします。

- ○津田委員 それでは、私先ほどもお話させてもらいましたけど、主要施策66ページ、 予算書で言うと116ページ、117ページになります。そちらの分の観光駐車場整備事 業、こちらの事業費を減額する修正案を提出したいと思います。
- ○今井委員長 もうちょっと説明を。もう少し詳しく説明をお願いします。
- ○津田委員 詳細の金額ですけども、観光駐車場整備及び周辺道路改良に関わる設計業務委託2,300万円、あと観光駐車場整備工事費市道鹿沢2号線改良工事費の6,000万円、あと物件移転補償費の1,000万円、この合計9,300万円の減額修正を提出させていただきたいと思います。

○今井委員長 はい、それでは、暫時休憩します。

午後 2時27分休憩

午後 2時27分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開します。

先ほど、津田委員のほうから修正案が出されました。質疑等ございますか。 浅田委員。

○浅田委員 ただいまの修正案について、ちょっと質疑をいたします。

今市道の改良の部分についても減額の修正が出ましたけども、児童生徒の安全確保、市民の安全確保もこれも要らないということでしょうか。お聞かせください。

- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 ではその点については、別途このあくまでも今回、市道のその歩道の部分がもしどうしても必要なんであれば、その辺は当然考えないといけないんですけども、今十分その部分に関しては確保されてるんじゃないかなと。それよりもまずは通学路の部分、これ観光バスが入るということで拡幅しないといけないという説明だったんですけども、そこの部分に関しては含めて一旦ここは止めるべきじゃないかなと思っています。
- ○今井委員長 浅田委員。
- ○浅田委員 安全が確保されているというのは、それはどういうことでしょうか。あの危険な状況、山崎小学校児童の登下校について非常に危険な状況の中で、今回歩道も広げ、車道も広げ、歩道も広げ安全確保をしていこうということに対して、今現在安全確保ができると私は思っておりませんけども、その安全確保ができているという根拠をお聞かせいただきたいなというふうに思います。
- ○今井委員長 津田委員。
- ○津田委員 私がこれ個人的に確認させてもらった部分では、どちらかと言うとそこよりも先に商店街の中の安全の確保なんかをやはり車道、通学時間帯に、商店街の中のほうの歩道のほうが非常に今危険性が高いという話も出てましたんで、どちらかというとそちらを、優先すべきはそちらなのかなという思いはあります。
- ○今井委員長 ほか、質疑等ありますか。

(「なし」の声あり)

討論、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、先ほど津田委員より申出がありました観光駐車場整備事業に関する予算9,300万円を減額するという修正案について、採決を行いたいと思います。

本修正案に賛成の委員の起立をお願いします。

(起 立 同 数)

○今井委員長 3対3の同数です。

よって、委員長の判断とします。この件について、委員長は賛成とします。

委員会から予算決算常任委員会へ修正案を提出したいと思いますが、暫時休憩します。

午後 2時30分休憩

午後 2時33分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、先ほどの修正案についてですけれども、委員長は賛成ということで、 委員会から予算決算常任委員会へ修正案を提出したいと思います。

修正案の作成については、委員長に一任願います。

では、続いて、修正該当部分を除く原案について、採決します。

第22号議案の修正箇所を除く部分について、原案のとおり可決することに賛成の 委員は起立願います。

(起 立 多 数)

○今井委員長 起立多数です。

では、次に行きます。

続いて、第23号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、 審議します。

自由討議ありますか。

山下委員。

○山下委員 国民健康保険に入られてる方は、委員会で質問でしたときの説明にもありましたように、やはりその年金生活者及び無職、あるいは非正規労働者など、低所得の方が非常に多い。それにもかかわらず、この高い国民健康保険税が生活を圧迫しているというような現状があります。ですから、やはり私はずっと言い続けておりますけれども、一般会計からの法定外繰入れを行って、保険料を引き下げる、また子どもに係る均等割の減免制度、これをつくるべきというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

- ○今井委員長 ほかに。自由討議ありますでしょうか。 榧橋委員。
- ○榧橋委員 国民健康保険は、全市民が加入しているわけではございません。ですから、一般会計からっていうのは無理があると思うんですね。

宍栗市が高いのは、そうめん業とかそういう人もたくさんいらっしゃって、高いっていうこともお聞きしてるわけであります。ですから、低所得者だけっていうことはないんですよね。ですから、公平性を保つのであれば、全てに公平性を保つのであれば全市民がっていうところがありませんので、無理だと私は考えております。

○今井委員長 ほか、ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論ありますか。

山下委員。

○山下委員 それでは、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど言いました、やはり高過ぎる国民健康保険税の引下げ、それとやはり現時点におきましても、資格証明書あるいは短期証、これが発行されていて、医療を受けるその市民の権利、これが侵害されております。こういうようなことからも反対いたします。

○今井委員長 賛成討論等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第23号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 多 数)

○今井委員長 起立多数です。

続いて、第24号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算について。

自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第24号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 全 員)

○今井委員長 起立全員です。

続いて、第25議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について。 自由討議ありますか。

山下委員。

- ○山下委員 これもこの制度発足以来、毎回指摘していることでありますが、やはり その高い介護保険料と合わせて年金から天引きされるということで、その高齢者の 生活を追い詰めていると思うんですけれども、どのようにお考えですか。私はその ように思うんですが。
- ○今井委員長 その他、意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

じゃあ討論に移ります。討論お願いします。

山下委員。

- ○山下委員 先ほど、自由討議のときに申しましたような、やはりその高齢者の生活を追い詰めているというところで、やはりどうしても賛成することができませんので、反対いたします。
- ○今井委員長 ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立によりお願いいたします。

第25号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

○今井委員長 起立多数です。

続いて、第26議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について。

自由討議ありますか。

山下委員。

○山下委員 この介護保険、これは始まって20年、もともと介護保険の国の設計自体に問題がありました。しかしながら、現実に高齢者の生活にあてはめまして、やっぱり宍粟市の介護保険料そのものが兵庫県下でも3番目に高い。その上年金から天引きされ、やはりこれも高齢者の生活を圧迫しております。介護保険料が払えずに、滞納者も多数いらっしゃいますし、また給付費の減額というペナルティーを受けておられるがためにサービスが使えないという方もいらっしゃいます。このことは非常に問題だと私は思います。

以上です。

〇今井委員長 ほか、意見あるでしょうか。 榧橋委員。

- ○榧橋委員 この介護サービスは、介護が必要になる方がいかにサービスを受けやすくするかという事業だと思うんですね。宍粟市が高いのは、サービスを充実させていただいてるがゆえに、高くなってるんだと思うんですね。ですから、介護は人が必要な量っていうんですか、入居者とか通所とかね、行くのに十分過ぎるぐらい今ほとんど間に合ってるというような感じでおっしゃってますけれども、そういうことをしていただいてるがゆえに高くなりつつあるわけですけれども、やっぱり介護が必要な人が本当にサービスを充実させた中に生活していくっていうのはとても大事なことだと思いますので、それをみんなで支え合っていきながら、この介護保険も充実させていきたいなと考えておりますから、少々高くなるのは致し方ないかなって思っております。
- ○今井委員長 ほか、意見ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論にいきます。

山下委員。

- 〇山下委員 これも毎年度指摘しておることでありますが、先ほど言いました自由討議の内容と重なってくるわけでありますが、やはりその高い介護保険料を払っても、なおその人に必要なサービスを利用するためには1割、2割、3割のサービス利用料がいるわけであります。ですから、介護保険料の引下げ、あるいはサービス利用料の減免制度、これはやはり市独自で行っていかなければならないというふうに考えておりますので、反対いたします。
- ○今井委員長 討論ほか、ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第26号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 多 数)

○今井委員長 起立多数です。

続いて、第27号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算について。 自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第27号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 全 員)

○今井委員長 起立全員です。

続いて、第28号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計予算について。 自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第28号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 全 員)

○今井委員長 起立全員です。

続いて、第29号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計予算について。 自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第29号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 全 員)

○今井委員長 起立全員です。

続いて、第30号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算について。 自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第30号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起 立 全 員)

○今井委員長 起立全員です。

令和3年度宍粟市各会計に係る予算についての参考賛否は以上であります。

これをもちまして、本日の予算委員会を閉会いたします。

副委員長、挨拶をお願いいたします。

○津田副委員長 各委員の方は、明日3月17日朝までに、事務局へ記録をメールでデータ提出お願いいたします。取りまとめたものを正副委員長で確認し、各委員会に報告案として送付いたしますので、内容等のチェックをしていただきますようお願いいたします。

そして、19日金曜日午後からになります、予算委員会報告のまとめ作業を行いま すので、出席をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。

長期にわたり御苦労さまでした。

(午後 2時45分 散会)